

ることを得べく又數人の力を合すと雖も一時烏合の力にては十分の手當を爲すこと能はざるの難病も尙ほ能く之を療治することを得べし斯の如くなれば則ち同盟中の不幸者を慰すると同時に勞力の效驗を増加し國富の發達に裨益あること鮮少に非ざるなり

小兒養育法

小兒養育法は勞力者の改良を計る者の設立する所にして其勞力の效驗を増すこと尠からず既論の如く勞力者が一家を爲すは大に慮らざるを得ざるは勿論なりと雖も之を方今の實況に徴するに家長死するときは妻子は其遺産に依り悠々生計を營むに足る者甚だ稀にして兒子未だ成長せずして夫死すれば妻は子を抱きて路頭に迷ふの不幸に陥るの場合蓋し小しとせず斯の如き場合に遭遇し未亡人幸にして裁縫洗濯等の術を知らば其伎を以て償に其生を送ることを得べしと雖も赤子を抱きて是等の業に従ふは甚だ困難にして之が爲め遂に母子共に饑餓を免れず哀を他人に請はざる可らざるに至ることなきを保せず若し夫れ夫にして妻に別れ乳母を雇ふの餘力なからんか小兒を抱きて日々勞働に従事すること能はざるべし又親戚朋友中に孩子

資金貸付の方法

の父母を失ふ者あらば自ら責任あるの子に非すと雖も人情として前陳の如き不幸を蒙り不便を感ずる場合なしとせず故に是等の不幸者の爲め小兒養育院を設け毎朝就業前に小兒を預け毎夕業終るの後ち之を抱きて家に歸らしめ相當の代價を取るを法とす若し親父又は親分たる者にして費用を支ふることを得は之を院中に留め置くも可なり此方法に依れば子を抱きて爲し能はざる所の勞働と雖も克く之を爲し得べく以て其全力を盡すことを得べし勞力の效驗を増すこと蓋し僅少に非ざるなり

資金貸付の方法は種々ありと雖も其詳細の如きは銀行論に屬するが故に此には其一方法にして勞力者に最も關係深き保證貸を論ずるを以て足れりとせん蓋し保證貸とは伎藝熟達精心有爲の壯年の輩世に出でんとするに方り資本を缺き其伎能を逞ふること能はざる場合に二人以上の先進者其事情を銀行に通じ各自保證人となりて資金の融通を開くの方法なり例へば茲に大工の一子弟ありとせん其伎既に熟し且つ天性勤勉の質を具へ將來名工となるの望みあり然れども名聲未だ顯はれず資金を借らんと欲すれども之

を顧る者なく、假令之を借り得るも勢ひ非常の高利を拂はざるを得ず然らば則ち彼れ其師に優るの器量ありと雖も之を實地に施すこと能はずして其勞力の効驗を失ふこと頗る大なるべし、然るに若し此方法に依り資金を借ることを得ば、資本勞力兼ね備はり直に彼が數年練磨せし所の技能と天稟の才とを實地に施すことを得べし是れ只彼れ一身の勞力の効驗を増すの利に止まらず延ひて社會に利あるものと云ふを得べし

以上論ずる所の者は皆勞力の効驗を増加し勞銀基金を増殖し以て勞銀を増加するの効力あり、假令直接に之を増加せずと雖も其効驗は之を増加したるに異ならず、故に皆是れ民を救ひ世を益するの方法と云ふべきなり、然るに世往々之を誤り婦人の仁に倣ひ或は貧者に一碗の飯を惠み或は乞丐に數錢を投じ以て得色ある者少からず、是等は決して勞力の効驗を増加するものに非ず却て懶惰心を獎勵するに過ぎずして苟も細民の改良進歩を謀らんとする者の爲すべき事に非ざるなり、抑々人を救助せんと欲せば宜く彼等をして獨立自活の道を得せしめんことを力むべし、否らざれば助けんと欲して却て

救助の目的

之を害ふに至るべし、豈に慎まざる可んや

第十八目 社會主義

茲に又細民の貧窮を救はんと欲して國家の權能を借り富民の産を割きて之を細民に與へんと欲する者あり之を稱して「ソシヤリズム」即ち社會黨と云ひ其主張する主義を「ソシヤリズム」即ち社會主義と云ふ、是れ決して勞力の効驗を増加するに非ずして細民救助の法を得たるものと云ふを得ず、然るに人口漸く稠密を致し、細民の生計漸やく難きに方りては該黨の説頗る勢力を得るの傾向あり、請ふ其妄を辨せん

勞力社會の生計を改良せんと欲せば其數を減するか否らざれば勞銀基金を増加するかの外復た他に方法なきは既に論究せしが如し、然るに彼の社會黨の輩は世運進歩し貧富の懸隔漸やく甚しきを致すを見、國家の權能を借りて富民の餘財を割き之を社會に平分して以て貧富の平均を計らんとす、其意は好みすべしと雖も其方法に至りては則ち誤れり、故に世に寸益なくして却て勞力者を害し、世亂れ制度頽廢するに方りては亂臣賊子の輩詭激の言を悉

にし名を社会主義に藉り以て細民を煽動するの虞はなしとせず、澆季の世人
 心維れ危く道心維れ最も微なり、豈に懼れざる可んや、抑々國民の財を蓄ふる
 や逸樂を後年に求め餘榮を子孫に傳へんと欲するにあり、而して其財を積む
 の難きは既論の如し、今夫れ社会黨の欲する所に據り富民の餘財を割きて之
 を社会に分與せば誰か目下の快樂を棄て、後年の爲め財を積む者あらんや
 偶々生産に従事する者も只自から消費する所の物を生産するを以て足れり
 と爲し力を盡して餘財を積むの念慮全く消滅し、衆に擡で能く多財を生産す
 るの力あるも財を積み富を致すの念を存せず、一般人民の如きは勞働を爲す
 と雖も其得る所は僅に一家を支ふるに止まり甚しきに至りては之に従事せ
 ざるも尙ほ能く凍餒を免るゝを得べきを以て誰か勤勉其勞を執り後年を慮
 る者あらんや、只懈惰逸樂を是れ事とし富民の膏血を絞りとて以て一生を過ご
 すの念を盛にするに過ぎざるは疑を容るゝ餘地なく其結果細民中人口の増
 加を抑制するものなく、富の減少と人口の増加と交々相接し來りて大に勞銀
 の歩合を減少し、細民の艱苦更に數層を加ふるは勢の免れ能はざる所なり、而

社会主義
 と人口と
 の關係

して社会主義中財産平分説の如きは不利不當なるは勿論決して其實効を見
 ること能はざるなり、抑々眞は法に由りて妄は情に由る眞妄體同しきも其用
 哉則ち殊なり察せずんはある可らず、今夫れ非常の威力を用ひて一國一郡若
 くは一村の財産を其住民の間に平分せんか人間死生の變あり嗜好の別あり
 今日の平分は決して明日の平分に非ず、忽ち變動懸隔を來すべし、貧富の別は
 尙も人間に智力、腕力、健康等の差違ある以上は決して免るゝこと能はざる所
 の現象たり、偶々僥倖にして巨大の富を得る者なきに非るも是れ固より異常
 の事にして決して人間の常事を以て論ずべきに非ざるなり、然るに彼の社会
 黨の輩は之を悟らず其結果に就きて事を論じ其原因に遡ることを知らず猶
 ほ其形を捕へんと欲して其影を遂ふか如く勞して功なきや論を俟たざるな
 り、今更に數歩を譲り彼等の説をして實施することを得べきものと爲すも、其
 世に益なくして害あるは既論の如し、而して彼等の所謂平均を求めんと欲す
 るや常に強者を刺きて弱者に與へんことを力むるを以て一般に一國生計の
 度を低落するの効驗あるを免れず、是れ所謂平準降等の法にして決して國家

の進歩を謀る所以の道に非ざるなり、平均を求めんと欲せば、須らく平準昇等の法を採るべきなり、蓋し平準昇等の法とは弱者を進めて強者に接近せしめ、以て強弱懸隔の度を減するを云ひ、降等は之に反す察せん、すんはある可らず、前數目を以て論ずる所の者の如きは、即ち平準昇等則ち向上の法なり、以て則るべし、以て用ゆべきなり、社會主義の如きは平準降等則ち向下の法にして、國家の進歩を妨げ再び人民をして野蠻の域に陥らしむるの結果を來すを免れず、何ぞ思はざるの甚しきや

第四節 貸付料

第一目 貸付料の釋義併に小作料

貸付料とは所有の財産を他人に使用せしめて受くる所の報酬を云ふ、元來財産を所有するは過去の勞力と節儉との結果なり、其勞力の困難なる節儉の耐忍を要するは既に之を説けり、焉ぞ此困難と耐忍とに報ゆる所なかる可んや、而して現今及將來は此過去の勞力と節儉との結果に依り大に益せらるゝを以て此便益の幾分を割きて之に酬ゆるは自然の條理なり、然るに其報酬た

る生産に取らずんば之を出たすの道なし、故に貸付料は分配の一通路となるものとす

貸付料中最も吾人の注意を要するものは土地の貸付料即ち小作料とす、例となれば其方法如何は生産上に多大の影響を及す可ればなり、蓋し小作料とは土地の所有者より土地を借受け資本勞力を用ゐて收穫を得、其幾分を土地使用の報酬として地主に支拂ふものを云ふ、抑々小作法に數種あり

- 一 競争地代法
- 二 年期小作法
- 三 慣習小作法

等是なり、蓋し競争地代とは地代の設定を土地借受人の競争に一任し最も高き地代を拂ふ者に土地を貸付るものを云ひ、年期小作法とは例へば五年若くは十年と云ふ如く豫め年期を定め一ヶ年若干と小作料を定めて之れを拂ふを云ひ、慣習小作法とは例へば收穫高の三分の一、若くは四分の一と云ふか如く習慣に依り定りたる高を小作料として地主に納むるを云ふ、元來世運の進

歩は諸事習慣に據るの古風を脱し、競争以て事を決するの風俗を養成す、小作料の如きも亦此の例に漏れざるなり、方今諸國に於て競争小作法年と共に發進し英國の如きは概ね此方法に依り、習慣小作の如きは殆んど其痕跡を見ざるの境遇に進めり

第二目 競争地代法

競争地代法に於ては地代は現耕最下等地即ち耕作限界點に在る地の生産力と高等耕地の生産力との差違より生ずるものとす、例へば國の或時期に於ける食品の需用は第四圖の「甲一」と「甲二」若しくは「乙一」及「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の三ヶ所の地面を耕して足るとせん、然るときは「甲二」若しくは「乙一」の地代は其生産力と「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の生産力との差違にして「甲一」の地代は其生産力と「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の生産力との差違なり、此の場合に於ては「甲三」「乙二」若しくは「丙一」の如く現耕最下等地に位する場所を耕作限界點と云ふ、其土地は多額の地代を拂ふこと能はず、故に名義のみ地代を拂ふに過ぎざるなり、何となれば地主は空しく其所有地を荆棘に委するより假令名義のみの地代たり

と雖も之を貸付する方利あればなり、古人曰く勤勉精巧なる農民に土地を貸付するの利は猶ほ巧妙なる樂人に樂器を貸付するが如しと眞なる哉、今人口増加し食品の需用増加すれば勢ひ「甲四」「乙三」「丙二」若しくは「丁一」の如き下等の土地をも耕耘に附せざるを得ず、之を耕作限界點の降下と云ふ、此時に至れば曩には只名目上の地代を拂ひたる「甲三」「乙二」等の土地も最早最下等地に非ずして其土地の生産力と「甲四」「乙三」等の如き新最下等地の生産力との差違だけをして其土地の地主に納めざるを得ざるに至るべし、今事の解し易からんか爲め一等地若干は農業者にありては生産の費用を差引き正味百石の收穫、二等地は正味九十石、三等地は正味八十石、四等地は正味七十石を穫るものとし、代數的方式を以て前陳の理由を示せば左の如し

元來農業も一營業なれば相當の所得なかる可らず、今第一の場合に於けるか如く三等地は耕作限界點に位し之を耕す者は正味八十石を穫れば相當の營業所得あるものとせん、然るに二等地を耕す者は正味九十石を穫るを以て若し地代を拂はされば例外の利益を得べし、故に三等地耕作者甲某其利を見

| 第一の場の合 | | 各地收穫高 | | 地代 | |
|--------|-----|-------|---|----|------|
| 土地等級 | (一) | 100 | - | 80 | = 20 |
| | (二) | 90 | - | 80 | = 10 |
| | (三) | 80 | - | 80 | = 0 |
| | | 270 | | | |

等地を離れ新に生産力少き三等地に移らんより寧ろ十石の小作料を出し舊地に據りて八十石の正味を得るに如かずとの念慮を起し互に競ふて遂に二等地と三等地との生産力の差違即ち此場合に於ては十石を地主に納むるに至るべし一等地も亦之と同一の理にて終に其生産力と三等地の生産力との差違即ち二十石を地主に納め正味八十石の収入を以て満足せざるを得ざるべし第二の場合は人口増加し第一の場合の如く二百七十石を以て之を養ふ

て地主に請ひ我に二等地を貸與せよ我能く五石の地代を拂はん三等地の小作人乙は八石丙は九石丁は九石九斗を拂ふべしと云はん然らば現に二等地を耕し居る者も二等地より逐出され三等地を借らざるを得ざるに至れば八十石の正味より外に得る所なかるべきに由り從來借用し來れる二

| 第二の場の合 | | 各地收穫高 | | 地代 | |
|--------|-----|-------|---|----|------|
| 土地等級 | (一) | 100 | - | 70 | = 30 |
| | (二) | 90 | - | 70 | = 20 |
| | (三) | 80 | - | 70 | = 10 |
| | (四) | 70 | - | 70 | = 0 |
| | | 340 | | | |

こと能はず更に七十石を増加せざるを得ず然るに三等以上の土地は既に餘地なく四等地を耕さざる可らざるの場合を想像するものなり然るに四等地を耕すにも固より相當の利益なかる可らず其若干を耕すに正味七十石を得ば相當の利益あるものと推定せば三等地と四等地とは其生産力に十石の差違あるを以て前陳の道理に由り三等地は其地主の爲め十石の地代を納めざれば之を借受くること能はざるべし之と同一の理由にて五等地を耕さざるを得ざるに至れば四等地は五等地と其生産力を異にする丈けのものを地代として支拂はざる得ず斯の如く耕作限界點降下する毎に其地より高等に位する土地は必ず地代を増加するものとす是れ競争地代の原則なり元來競争は勉強を奨励し世運の進

歩を助け世運の進歩は競争をして益々其勢を盛ならしめ以て互に因となり果となり世を利すること少しとせず然れども一利一害は天下の常勢にして競争地代法の如きも其利益あると同時に亦固有の不便なしとせず例へば茲に甲農業者ありて一區の地域を借受け大に資本を放下し其地を改良し其生産力を増加せりとせん然るに乙某あり其利益を見て地主に至り甲の納むる所の地代より大なる地代を出して其地を借らんと云はゞ地主は其所有地より所得の多きを得んことを欲するは勿論のことなるに由り甲を排して乙に其地所を貸付んとするは人情の常なり果して然らば甲は投資の結果を無償にて他人に譲るを好まず尠くとも其改良の效力を用ひ盡すまでは土地を保持せんことを欲し忽ち甲乙の間に競争を起し地代を増加すべし然れども斯の如くするときは甲は改良の全利を收むること能はず改良の念慮一般に挫折せられ土地を濫用し其天然の精力を傷ふの患あり故に此不便を避くるの方法を講せざる可らず之を名けて賠償法と云ふ其方法は例へば茲に前記の甲が其借地を乙に譲らざるを得ざる場合に於ては相當の評定法を設け甲の

競地代法の
不利を講

るの不法

放下したる資本の餘力存するとき乙をして之を償はしむるものとす然るときは甲は聊か資本を失ふことなく自由に土地を改良することを得べく乙も亦甲の改良の結果を奪はんと欲して妄りに競争を爲さるべく地主も亦借地人が其資本を以て土地を改良したるが爲に袖手して小作料を増加することなく之を増加せんと欲せば其資本を償ひ然る後ち之を増加するものことせば借主に於て聊か購置せず土地を改良することを得べし現に英國に於ては法律に舊借受人が土地に放下したる資本の餘力尙ほ存するものあれば新借受人之を償ふべきの規定あり名けて「コンミュティション・アクト」と云ふ立法の注意周到なりと云つべし斯の如くなれば則ち競争小作は毫も不便なく其害を避け其利を收むることを得べきや疑を容れず

第三目 年期小作法

年期小作は往々九十九年の長きに渉るものあり而して其間小作料一定して動かす年限中は借受けたる土地より逐出さるゝの虞なく又其土地を改良して收穫を増加することも小作料を増加せざるを以て安んじて事業に従事し

小作法の
不利

十分に資本を放下することを得べく一見頗る便利なるが如し、然りと雖も一方より之を見れば此法にも亦不便なきを得ず、例へば年限中農業者に於て其事業を怠り大に收穫を減じ、又は農産物の價格増加の爲め借受人に於て十分に土地を利用せざるも、小作料の低廉なるが爲め實際の不便を感せず、又農業を勉めざるが如きことあるも他の農業者來りて競争を試み以て現借受人を逐出すること能はず、又年期に近つき地力を盡して荒廢に歸せしむるの虞なしとせず、方今露國の小作法は普通十二ヶ年を以て一期と爲すと雖も實際小作契約は概ね一年を以て慣例と爲すを以て其結果國中到る所掠奪農行はれざるはなくクローバン、テンツク地方及スタウロポール州の北部の如きは最も甚たしく森林滅し河川乾涸し雨量度を失ひ廣漠たる耕地細沙を以て覆はれ農民所在に落魄し流民と化し去りし者一百万人の多に及ぶの實況たり、鑑みずんはある可らざるなり、故に全局面より之を論ずれば年期小作の方法は一國農産の發達を妨げ其供給を増加すること能はざるの不便あり、故に此法も廣く之を使用すること能はざるなり

第四目 慣習小作法

慣習小作料の此例は國々の習慣に據りて定まる、佛蘭西、伊太利の如きは此方法今日尙ほ行はる、此方法に據るときは農業者資本を土地に放下すれば其利益を地主に分たざるを得ざるを以て投資改良を妨ぐるの虞なしとせず、而して豊年に於ても凶歳に於ても等しく一定の割合を地主に拂はざるを得ざるを以て豊年に於て穀價廉るときは地主の収入を減じ、凶歳に於ては却之を増加するの奇觀を呈することなしとせず、又凶年に際しては農業者に剩す所實に僅々たる部分に止まり非常の困難を來すべく而して農業者若し巨大の資本家にして手廣く農業を營む者なれば或は農産物の騰貴に由り損失を免かるゝことを得べしと雖も、僅々數畝の地面を借受けて自ら耕す者所謂小作人の類ならしめば或は其食料をも剩さゝるの極に至ることなきを保せず、果して然らば是れ頗る不公平の結果を生ずるものと謂ふべし、又此方法は毎年收穫の高を定めざるを得ざるを以て彼の檢見取の如き弊習を馴致し地主と借受人との間に紛議を生ずるの不幸なきを保せざるなり

第五目 小作料は世運の進歩と共に増加す

既論の如く營業所得の歩合は世運の進歩するに従ひて減少し、現銀歩合は世運の進歩と同比例を以て増加すること能はずと雖も、小作料は則ち然らずして人口資本の増加其他種々の進歩に由りて常に増加す、而して其増加の度最も強きは競争地代にあり、抑々土地は人口資本の増加と共に増加すること能はず其供給に限りあり、今生産の景況に變動なくして人口増加せば食品原料品の價格必ず騰貴せざる可らず、其價格騰貴せば農業者の利益他業の利益に超過するを以て資本勢力の之に向ふ者多きを致し、忽ちにして土地に對する競争を起し、農業者の利益が他の營業利益に超過するの虞は悉皆小作料として之を地主に納めざるを得ざるに至るべし、又他に變動なくして資本増加せば其農分は農業に向ひ土地の需用を増加すべく、假令其増加悉く他業に向ふとするも、他業に於て營業所得の歩合を減少すれば、獨り農業のみ其所得の歩合を保つこと能はざるは自然の勢なるを以て地主は必ず小作料の増加を請求すべし、此時に當りて農業者は地主の請求を容れずして他に其資本勢力を

使用するも地主の請求に従ひ小作料を増加するも其得る所の利益は共に同じかるべきを以て、終に地主の請求を拒むこと能はざるに至るべく、假令地主より小作料の増加を請求せざるも斯の如き場合に於ては忽ち競争を惹起し小作料を増加すべきは自然の勢なり、又人口資本に増加を來さざるも學術の進歩に由り或は從來耕作することを得ざりし土地に適する植物を發見し、或は新規の肥料を發明し簡便なる耕作器械を發明し、或は道路の開墾改良等により運搬の便を増す等の事あれば進歩以前には耕すも利益なかりし土地と雖も相當の利益を生ずるに至るべく、隨て小作料を増すことを得べし、加ふるに實際に於ては人口資本の増加と各種の進歩改良とは相伴ふて起るを通例とし小作料は世運の進歩に従ひ頻りに増加して殆ど其停止する所を知らざるの勢あり、噫地主も亦運命の寵兒なりと云ふべきなり

第六目 持地耕作法

持地耕作法とは農業者自から土地を所有し、自から之に資本を放下し自から之に勢力を施して耕作するものを云ふ、此場合に於ては農夫一身にて地主

持地耕作法の要否

るときは貨幣の需用増加して利子騰貴するは皆人の知る所なり故に利子の歩合は擅に人爲を以て之を増減し得べきものに非ず、高きも之を患とせず低きも之を喜ぶを得ず一高一低自から原因の存するあり之を低ふせんと欲せば須らく其供給の増加と信用の發達とを計り以て融通の道を開くべし、之を是れ爲さずして利子歩合を減少せんと欲するは岳に登りて水を待ち、南に面して北斗を見んと欲する者と何ぞ選ばん、水豈に高きに就くことを得んや、北斗豈に南に廻らんや、資本の供給裕かならざれば其價格を減すること能はざるは論を俟たざるなり

第八目 利子歩合の差異

利子歩合は大體に於ては貸付資本需給の關係に由りて定まるは論なしと雖も同時同場所に於ては資金放下の便否、危険の多少に由り自ら利子歩合を異にす、即ち當座勘定の如きは何時にても元金を引出すを得べく、又貯蓄預金は危険少きを以て利子歩合甚だ低し、而して當座の如きは其素質無利子を以て相當とす、又強國の公債證書の如きは殆ど危険なく、加ふるに元金を得んと

欲せば之を賣却して容易に之を得べきを以て利子の歩合甚だ低し、然りと雖も信用貸の如きは概ね高利を徴せざるを得ず、又假令抵當物あるも土地家屋の如く容易に賣却し能はざる物なれば利子の歩合高きを通例とす、皆是れ資金放下の便否と危険の多少とに由り異同を生ずるものなり、其他各事業に放下する資本の利子歩合の多少を決する所の原因は營業所得の歩合を定むる原因と相類す、然れども同業若くは類似の事業に放下したる資金の利子は決して永く歩合を異にするを得ず、若し一時の原因に由りて之を異にすることあらば忽ち資本家の中に競争を惹起し資本の移轉を促し久しからずして彼是相平均すべし、例へば預金と公債證書との間に便利と危険とに由り自然に生ずべき差違より多くの差を生じ預金利子の割合不當に高ければ資金は公債を去りて預金に就くべし、又國際に於ては英佛獨の如く略開明の度を同くし且つ國境を接するときには利子の歩合に非常の差違を生ずることなきも洋の東西に於けるか如く距離相遠く經濟の情況を異にするときは往々利子の歩合に大差なきを得ざるなり、然りと雖も資本の移轉は勢力の如く艱難なら

す、近時漸く平均の區域を擴張するの傾向あるは大勢の然らしむるものと云ふを得べし

第五節 信用

第一目 信用の釋義及其性質

元來信用とは人々相互の間に成立ち吾人をして有償又は無償にて他人に屬する所のものを使用し得せしむる所の力なり、然るに世に信用を以て直に資本なりと論ずる者往々にして之あり、是れ只効驗の外形を見て深く其性質の起因を探らざるに坐するものなり、抑々資本は過去勞働の結果にして未だ消費し盡さず以て將來の生産を資くるが爲め使用する所のものたるは既論の如し、故に自他、甲乙の間に於て其形狀を異にせず、然るに信用は人と人との間に成立ち甲の借する所の者乙必ずしも之を借せず、又甲は乙を借すと雖も丙を借すること乙の如く厚からず、丁に至りては全く之を借せざることあるべし、而して已に此信用を利用して苟も他人に屬する所のものを自己の使用權内に移すときは忽ち償還の義務を生ず、由是觀之信用は資本を移轉するの

信用の釋義

例説

力にして、資本其物に非ず、全く之と其素質を異にす、請ふ一例を擧げて之を辨せん

例へば茲に一村落あり村中某甲某なる者あり斧一挺を所有し、他人は之を所有せず、然るに此斧なければ薪を探るに手を以てせざる可らずして一日の勞働値に一束の薪を得るに過ぎず、然れども某甲は斧なる利器を所有するが爲め一日に二十束の薪を得るを難しとせず、隣人乙某其利を見て一日甲に至り其斧を借用せんと請ふ、甲平常乙と相知り、其正實謹慎他人の財産を害ふが如き者に非ることを知る、故に容易に其請求を聽し一束の薪を齎らすを條件とし斧を貸與す、後日丙某來りて斧を借らんとす、然るに丙は精心純良なるも平常粗忽の名ありて斧を害ふの虞なきに非ざれば甲は乙に貸渡せしが如く容易に之を聽さず、十八束の薪を齎らすを以て條件と爲し、纒かに之を許すべし、此の如くならば甲丙の間尙は斧の貸借行はるべし、然れども其使用料の高低に至りては之を乙の場合と比すれば固より同日の論に非ざるなり、然るに茲に丁某あり平素粗暴、不信の名高く、面は悪鬼の如く、聲は割れ鐘の如き者あり

彼れ來りて大聲を發して斧貸すべし斧貸すべしと呼べば唯か能く之に斧を貸す者あらん、甲は斷然丁の請求を拒絶すべし、甲若し老練家なれば丁に向ひて面を和らげ必ず云はん我れ斧を君に貸すこと甚だ容易なり、然れども我れ三十束の薪を要す君能く之を我に與へんか、丁之を聞き二十束を得るの力ある斧を借り三十束の薪を甲に與ふるは是れ得失相償はざるの業なるを以て大喝一聲我れ何ぞ此の如きの斧を欲せんや、手から薪を得んのみ咄復た汝と語らんやと憤然として去らん、然らば則ち甲丁の間信用成立せず、貸借全く行はれざるなり、信用の人々相互の間に成否すること凡そ斯の如し、今金銭の貸借に於て斧を以て元金と爲し其使用の爲め乙及丙が甲に與ふる所の薪を利子とせば資金貸借の關係を知る甚だ容易なるべし、夫れ天信ならざれば則ち歳を成す能はず、地信ならざれば則ち草木大ならず、人信ならざれば則ち其業を進むる能はざること猶ほ丁某の如し慎まざるばある可らざるなり

第二目 信用の本分

信用は人々相互の間に成立つものなれば資本の如く其所有者は他人に依

らず隨意に之を使用することを得るものと全く其性質を異にす、然らば則ち信用は果して何の要用かある曰く信用は資本の移轉を司どり其効力を増加す即ち前陳の斧は甲に屬すと雖も能く之を乙若くは丙の手に移すを得るものは是れ實に信用の力に由る、則ち知る茲に貨幣を所有する者あり之を他人に貸付するは其間に信用の成立するに由る、例へば國民各自に貯蓄の存するありと雖も之を在所に分散せしめば此處に十圓彼處に百圓と散在し生産の補助を爲すを得ず、然るに今之を銀行に預入せば銀行は之を營業者に貸付し又は其手形を割引し一國流動資本の基礎となるを得べし、斯の如きは是れ公衆と銀行、銀行と營業者との間に信用あるに由らずんばある可らず、其他物品の貸借も皆其貸借者間に信用の成立するに由らざるはなし、斯の如く信用は在來の資本を一方より他方に移すを以て其本分とす

第三目 信用の効力

信用は斯の如く資本を移轉し營業の現在と未來とを聯絡し運轉循環累劫斷へず以て其効驗を増加するや實に大なり、抑々合法にして有効なる資本の

移轉は其効用を増加す、例へば甲が乙より地所を購入するが如し、苟くも其目的をして合法ならしめ耕地を變して宅地と爲し、宅地を變して學校若くは工場と爲すが如きは其土地の社會的効力を増すや論を俟たず、家屋、器具等の賣買授受皆然らざるはなし、故に賣買授受の圓滑を妨ぐるは其原因の如何を問はず國富の發達を促す所以の道に非して之を容易ならしむるは則ち國家の生産力を増加するの一良方便たり、今信用は此移轉を容易ならしむ其生産を補助する疑を容れず、曩に例せし斧の場合の如きも信用成立せずんば此斧は甲に於て毎日不斷に之を使用することなかるべし、然るに信用成立するが爲め甲の使用せざる期間と雖も乙若くは丙に於て之を使用し得るを以て大に其効用を増加し隨て生産を増加す、又物品を生産し之を賣却せんと欲すと雖も現金拂を以てするときは買手に其備へなければ急に之を賣ること能はざるべし、然るに購買者をして卸賣商若くは小賣商たらしめば其引取りたる物品を賣却さ然る後ら其代價を拂ふは容易なるべきを以て、二ヶ月若くは三ヶ月の後に決算的に代價を支拂ふこととせば賣買兩者の爲め便利にして取引

を増加することを得べし生産者若しくは卸賣商の如きも若し直に現金を要することあれば購買者に向ひて爲換手形を振出し又は購買者より約束手形を徴し銀行に依頼して之が割引を受るときは直に現金を得べきを以て敢て差支を生ずることなかるべし、信用の効驗凡そ此の如し、其發達を圖るは即ち生産の増加を補助するものにして其利益たる蓋し大なり

第四目 信用の危険

信用の利益たる斯の如しと雖も元來信用は未來を期するものなるを以て其間債務者に不實の所爲若くは身代限、又は不測の異變なきを期す可らずして多少の危険なきを得ず、其期日の延長に従ひ危険の度を加ふるは免れ難きの勢なり、故に信用取引は成るべく短期にして、債務者の性質と資力を明にするを要す蓋し債務者が假令幾千萬圓の資力を有するも性行不實にして辨濟を怠る等の事あれば爲に煩る手数を要し債權者の不便となるや論を俟たず、又其性質堅固なりと雖も實力の之に應ずるものなく所謂囊中無一物なれば又之を奈何ともすること能はざるへし凡そ信用は事を未來に期す故に危

險の之に伴ふは言を俟たず其注意を要するや斯の如し夫れ春の徳は風風信ならざれば則ち其花成らず夏の徳は暑暑信ならざれば則ち其物長せず秋の徳は雨雨信ならざれば則ち其穀稔らず冬の徳は寒寒信ならざれば則ち其地剛からず然りと雖も四徳必ずしも其信を保たず慮からずんはある可らざるなり

第五目 對人及對物信用

信用に對人と對物との別あり兩者相待て其効力を全ふす蓋し對人とは債務者の素質資力の如何に依り之を定むるものを云ひ對物とは其提供する所の質物若くは抵當物を以て之を判するを云ふ往時事情單純人質朴にして風俗厚く質物及抵當物多らざるに際しては前者大に行はれ後世事情漸やく繁密人心浮薄に流るるに方りては勢ひ後者の力を藉らざるを得ず而して公債證書債券株券等の如き便利なる質物其供給を増し登記の如き權利の保護説明の方法亦大に備はり對物信用の擴張を補助す然りと雖も實際に臨では對人信用最も便なり以て大に其發達伸張を計らざる可らざるなり

第六節 價格

第一目 價格と市價との區別

價格とは物品と物品との交換比例を云ひ市價とは物品と貨幣との交換比例を云ふ例へば米一石は麥二石に當り麥一石は甘藷十石に當ると云ふときは米一石は麥二石の價値を有し麥一石は甘藷十石の價値を有するの意味なり然れども米一石は金十圓麥一石は金五圓甘藷一石は金一圓なりと云ふときは右三品の價を貨幣にて算したるものにして即ち市價を示すものなり

第二目 一般價格には増減ありて昇降なし

價格は斯の如く物品と物品との交換比例なれば其昇降は孰れか一方に於て其價格の増減を示さざれば見る能はざる所の現象なり例へば秋稔らず米穀其供給を減すと雖も麥作豊かにして麥の供給大に増加せば米麥二品の交換比例は前例の如く一と二の比例を保つこと能はずして一と三若くは四の比例となるべし然りと雖も米麥の收穫減すること共に平年作の一割に達し又は増加すること共に一割なれば此兩品の交換比例は例年と異なることな

かるべし、之と同様に國中萬般の物品皆同比例を以て増減せば其格價は敢て昇降することなし、然れども右の如く萬般の物品皆同比例を以て増減するが如きは決して實地其例を見ること能はざるべし、而して米穀不作なるも麥作豐熟を告げ又は麥作凶荒なるも甘藷の豐作を見ることなしとせず、隨て年々歳々多少或物品の價格の昇降を見るは天下の常勢なり、由是觀之一般に價格を昇降すること能はざるべく其昇降するは一部分の物品の交換比例なるや疑を容れず、然りと雖も世を隔て又は國を異にして之を論すれば方今は昔日よりも物産多量にして交換力即ち購買力多く、甲國は乙國よりも物産富裕にして交換力多くして價格の合計増加し、又は乙國と甲國とを比例して各其價格の合計多し若くは少しとするは毫も妨げなし

第三目 市價の昇降

物品の價格は一般に昇降すること能はずと雖も、市價は物品と貨幣との交換比例なれば一般に騰貴するを得べく又下落するを得へし、例へば明治十二年の頃には紙幣大に下落し米價は一石十圓以上となり、一般の品物は之を

貨幣に比して甚た貴かりしは吾人の記憶する所なり、當時若し米のみ高かりせば各人其歳入を以て米に費す所のもの割合に多からざるを得ずして他の物品の需用は從て減少せざるを得ざりしなるへし、然るに當時一般市價騰貴し米穀の高價なるに拘はらず百般の物品皆騰貴せり、是れ紙幣多きに過きて其價格下落せしを以て市價一般に昇騰したるに由る、之に反して明治十七年の末頃より紙幣消却の効驗漸やく顯はれ米價四、五圓臺となり諸般の物品共に下落せり、是れ決して米の下落に由りて物品の下落したるに非ざるなり、若し貨幣の景況に變動なく米のみ其自動の力を以て下落したりとせば他物品の價は必ず騰貴せざるを得ず、何となれば斯の如き場合に於ては各人同一の歳入を以て米に費す所小額に止まるか故に必ず他品の需用を増加すべければなり、然るに當時一般物價の低落したるは紙幣其價格を復せしに由るものなり、此現象は紙幣の増發に止まらず金銀の供給急に増加するときも同様なり、即ち彼のキャリフォルニア及濠洲の金坑發見の後ち其盛時に於ては一日勞力の報酬五弗に達し、醫師一回の診察料百八弗、黒奴の料理人の給料一ヶ月

四十弗に達せり(當時産金他の物價は平均紐育の八倍に達せり)市價の場合に於ては斯の如く一方に貨幣てう一物あり、他方には一般物品てう一體の物あるを以て彼是比較して一方の昇騰一方の降下あるを得るなり

第四目 價格の源泉

價格は當該物件の充用の有無と之を獲得することの難易とに由りて其有無多少を決す、蓋し人間必要缺く可らざるの用あるものと雖も、之を得ること容易にして取て勞働を要せざる物は價格を有する能はず、空氣、日光の如き即ち是なり、元來此兩者は生物世界に必要缺く可らざる物たるは多言を要せず、蓋し空氣なくんば萬物得て其生を保つこと能はず、日光なくんば草木動物共に發生するを得ざるなり、此兩者は造化自然の惠與物にして人之を私する能はず、天下億兆の民勞せずして之を得、普通の場合に於ては賣らんと欲するも其術なく、買はんと欲するも其要なく、以て交換價格を生ずるの要素を缺く、黃金は常に貨幣を製造するに適當なるのみならず、器具裝飾美術品に用ゆるに適し、其價頗る高し、然れども其之を得ること土砂、瓦礫の如く容易ならしめば

大に其價格を減すべし、之に反して得ること甚だ難しと雖も、其用甚だ少き物は其價格亦少し例へば茲に人あり偶々富岳に登るに路傍金色の礦物あるを以て以爲らく是れ金鑽ならん億兆の富既に之を得たりと爲し、其重量を厭はず、擔ふて以て岳頂に登り提て以て辛ふじて家に歸り之を鑽物學者に示せば何ぞ測らん是れ一塊の硫鐵にして一錢の價なし、之を得ること斯の如く夫れ難きも其用少なきこと斯の如くなれば固より勞報償ふ所なし、由是觀之、其物用ありと雖も得ること易く又得ること難しと雖も、其用少きものは價格極めて少し、其相當の價格を有する物は之を得ること空氣、日光の如く容易ならず、其用あること黃金の如くならざるを得ざるなり

第五目 價格の多少を決する原因

價格は物品と物品との交換比例なれば當該物品需給の關係如何に依り其價格を決するや論を俟たず、蓋し人口増加し食品及原料品の供給之に應せざれば供給不足して其價格騰貴す、然るに人口其他の事項に變動なく機械の發明農業の進歩等ありて工産若くは農産の供給増加せば其價格下落す、何とな

れば發明、進歩に由りて該事業に従事する者が普通の所得より多くの歩合を得るに至れば忽ち資本勢力の競争(專賣免許中の者は競争を免るべしと雖も)を惹起し其生産品の供給を増加す可ればなり

第六目 價格は物品の種類に由り其趨勢を異にす

價格の生ずる原因は前陳の如しと雖も物品の種類に由り其變動の景況を一にせず、請ふ少しく之を辨せん

第一 供給に限りあるもの

供給に限りあるものとは故人の書畫、古英雄の遺物、名工の細工物等の如く現在未來に於て如何に資本勢力を費すも其供給を増加する能はざる所のものなり、此類に屬する物品の價格は人の嗜好に由り其高低を決し、其物の生産費等は價格を定むる力を有せざるなり、例へば茲に應舉の筆に係る、鯉魚の畫幅ありとせん、神筆眞に迫り實に水中に游泳するが如し、然れども觀者無風流なれば敢て之を意に留めず、其價格を聞き却て愕然として去るべし、若し書心ある者をして之を見せしめば、垂涎措く能はず、甚しきに至りては産を傾けて

之を購はんと爲すべし、此類の物品に於ては同一の物品にして其價を異にすること斯の如し、而して世運進歩し嗜好益々高尙に達し、資力愈々増加するに隨ひて此類の物品は其價格を増加する傾向を有す

第二 供給に限度なしと雖も之を増加するには割合に多くの資本勢力を要するもの

農産物、礦物等は此類に屬す、農産物、礦物等總て採集業に屬する事業の生産は優等の地既に十分に使用せられたる後は學術の力に依るにあらざれば其供給を増加する毎に必ず劣等の地に依りて是を得ざる可らず、故に其供給の増加を要すれば必ず従前より割合に多くの資本勢力を要し、其價格漸次増加するは數の免るゝこと能はざる所なり、只其増加をして勢を逞くすることを得せしめざる所以のものは學術應用の功と云ふべし、輸入は暫く論外と爲す、而して此類の物品に變動起ることあれば急に需給の平衡を保つ能はず、二三の物品久しく高價を占め又は低價の悲境に沈淪せざるを得ざることあり、例へば凶歲に際し五穀の供給缺乏することあれば輸入の働きは姑くなきもの

とし播種より收穫まで數月を閱するを以て急に供給需用に遭遇すること能はず、五穀の價は半歲以上其生産費に比して非常の高價を保ち、其相當價格に復するは五穀の生産を増加し以て其供給を増加したる後にあり、反對の場合に於ては價格殆ど生産費を償はざる程に低きこと數月に渉るへし、輸出の額は姑くなきものとし、是れ他なし既に一年の供給を生産したる以上は漫然之を消費し去ること能はず、其價格を復するは供給の過當を悟りて生産を減少し以て其供給を減したる後にあればなり、鐵産物亦然り例へば銅の需要増加するも素と是れ地中より掘出すものなれば急に之に應ずべき供給を出たし能ふや否や固より期すること能はず、又供給減するも鑛山より銅を出たさへれば又之を奈何ともすること能はざるへし、伐木の業亦然り、蓋し社會の趨勢大に木材の需要を増すと雖も急に深山より生木を伐出し以て直に其需用に供すること能はず、又一旦巨多の供給を備へたる後は急に消費し盡すこと能はず其供給をして需用に應せしめ其價格を保たんが爲め俄に供給を減すること能はざるへく、時としては殆ど利益なき低價を以て之を賣却せざるを得ざるへし

得ざるへし

由是觀之第二類に屬する物品は其供給を増さんと欲せば割合に多くの資本勢力を要し、一たび需給の權衡を失へば之を復するか爲め數月を要すべく其間營業者の爲め或は意外の利益あるへく、或は非常の損失あるを免れず而して意外の利益は種て非常の損失を生ずべき原因となり、非常の損失は意外の利益に伴ふを通例とす、何となれば世人は其利益の因て來る所を問はず單に其厚きを見て漫然供給を増加すべく又損失に懲りて其供給を減す可ればなり、然れども其利益の如きは資力強大にして能く其損失に耐へ同業者或は斃れ或は其業を減縮するも依然として舊の如く業を營むを得る者にあらざれば之を得ること能はず、資本薄弱なる者の如きは一敗地に塗れ復た立つこと能はざるに至るべし、故に此類の物品の生産及分配に従事する者は宜く需用供給の權衡如何を鑑み深く其過不足を生ぜざることに注意せざる可らざるなり

第三 資本勢力を要すること割合に少くして限りなく供給を増加し得る

工産物は此類に属す、抑々工産物は農産物の如く其生産に季節なく、資本勢力の勢力を増加すれば随意に其供給を増加し得るを以て或種の物品の需要増加して其価格を増加する勢あるときは忽ち之が供給を増加することを得べし、而して工産は概して其製造物品に多きを加ふれば機械益々精巧を増し分業愈々發達すべく、監督も亦割合に容易にして學術應用の範圍最も廣く生産費を減ずるの餘地最も多し故に此類に属する物品は需用に應じて速かに其供給を増加することを得べく、其増加は又割合に費用を要せざるべし之に反し需要減ずるときは其生産を減じて價格を維持すること容易なり、故に工産に於ては需用供給相應せずして其生産費外に價格の高低を見ること稀にして、假令之あるも暫時の現象にして速かに相當價格に復すべし、是等の物品産出には人為の以て之に加ふべきもの甚だ多く發達の餘地綽々として存す、將來益々其價格を減少するの傾向あり

由是觀之第一類に属する物品は市場普通の價格なく只之を好む者の嗜好

に由りて其價格を増減し、第二類、第三類に属する物品は一般の需用供給に由りて其價格を決すと雖も、第二類の如きは需用供給相應せざることあるも益に其權衡を復せず其價格久して相當價格以上若くは以下に在ることあるべく、而して其一般の傾向は世の進歩に従ひ漸々増進するものとす、第三類に属する物は需用供給久しく相應せざることなく其價格も生産費を離れて久しく懸隔することなく概ね相當價格を保つべし、是種の物品は世の進歩に隨ひ其價格を増加せず、就中中等品以上の物にして原料品を要すること少く、手間と精巧とを要する物品の如きは却て其價格を減少するの傾向あり、第二類、第三類に属する物品の價格は一時の變動は固より需給の變更に由り免るゝこと能はずと雖も到底久しく相當價格即ち其生産費用を償ひ之に相當の利益を加へたる丈の價格以上に在ること能はず、又其以下に在ること能はざるなり、何となれば以上にあれば資本、勞力多く之に向ひ早晚供給増加して其價格減すべく、以下にあれば資本、勞力之を去り其供給を減じ又は増加せず供給を減じて其價格を復す可ればなり、故に是等物品の價格に關しては現場を以

て之を論ずれば需用供給の景況如何に由りて之を決し結局の効驗を以て之を論ずれば生産費の多少に由りて之を決するものとす

第七節 貿易并に其機關

生産を分配するの通路及分配を爲すに必要な信用、價格等の事は略々之を陳述せり、故に今一步を進めて分配は如何なる機關に依りて之を爲すやを論究せん、抑々生産は消費を以て目的と爲す、故に現今の如く分業日に新たなるの時運に際すれば生産者は自己の消費の爲に生産に従事せずして其生産物を他物と交換し以て生計を營むを常とす、故に生産物が消費者に達するまでに之が媒介を爲す者なきを得ず、此媒介を爲す者を名けて商賈と云ふ、商賈は之を分ちて卸賣小賣の二種とす、蓋し卸賣商とは生産者若くは輸入者より一時に多量の物品を買入れ再賣を爲す者を云ひ、小賣商とは卸賣商又は生産者より物品を買入れ之を消費者に賣渡す者を云ふ、凡て物品の消費者に達するまでには右兩者の手を経るを常とす、而して此分配の業たる一地方中は勿論、廣く國中の各地間及國際に行はれ之を内にしては地方貿易、内國貿易と成

分配事業

り、之を外にしては外國貿易と成り、需用供給を媒介調理し國中各地及國際の物産を運轉交換し互に有無相通じ、長短相補ひ以て生産の發達を促し以て市場の活劇を演ず、之を分配事業即ち貿易と爲す

分配の事業にも亦曩に生産に就て論せし如き機關を要するは論を俟たず、而して貿易には前記諸般の機關の外尙ほ港灣、船渠、稅關、保稅倉庫、港務局等の如き特設の機關を要し、關稅率の如きは力めて簡易ならざる可らず、其他、旅館、貿易内案を旨とする物品陳列所、新式雜貨店(デパートメント、ストア)紹介社(見本及物品の輸送及試賣の依頼に應じ、側ら金融及倉庫事業を兼ね)等特別の施設を要し、其他金融及保險機關の如きも特に内外を聯絡し輸出入の便を圖らざる可らず、方今我國未だ是等の設備全からず、貿易上大に遺憾なしとせず、抑々我國は一方に無双の發達力を有する北米合衆國を扣へ、一方に無限の需用力を有する老帝國即ち清國を擁し、米亞兩大洲の貿易を媒介するの好地位に在り、我之を媒介し新舊兩大洲の貿易上に便宜を與へ以て四海の幸福を増進し併せて自己の利益を計るは抑々亦天意にあらざるなきを得ん哉、請ふ進ん

分配に必要なる諸

で貿易の要項を略陳せん

第八節 地方貿易

地方貿易とは一村一郡中工業、農業、其他採集事業等の生産物を互に交換し、又は生産者より卸賣商に其生産物を賣却し若くは卸賣商より小賣商に再賣し或は生産者が直接に小賣商若くは消費者に其生産物品を賣捌くの類を云ふ。例へば近在の農夫が八百屋に蔬菜を賣込み、或は市を開きて小賣商若くは消費者に之を賣渡し其得る所の代價を以て市より衣服器具等の如き製造品を購買し去り、又は一地方の製造家が其製造品を其地の卸賣商に賣込み小賣商の手を経て之を消費者に分配する等の如き是なり。是等の貿易は實に僅少なるもの、如しと雖も、日常消費品の如きは多くは地方貿易の補助に依り之を得るものなれば之が圓滑の動作を失ふときは多大の不便なきを得ず、固より輕視すべきに非ざるなり。

第九節 内國貿易

内國貿易とは國中方面の物産其種類を殊にし、優劣を別にするを以て東西

其優劣を換へ、南北其有無を通じ以て需給を調和し或は首府其他の都會に於て要する貨物を國中の各地より輸送し以て其需用を充たすを云ふ。例へば北海は漁利に富むと雖も氣候寒冷以て五穀を産するに便ならず、南方は豊饒にして農利多きも漁獲少く以て北海の魚類と南地の五穀とを交換し、東方は紡績の術に熟し、西方は其水質酒造に適すとせば、東方の織物は以て西方の酒類と交換すべく、又大國の首府の如く數百萬の人口を有する都府に於ては到底附近の物産のみを以て其人口を支へ其需用を満足せしむること能はず、必ずや國中の各地より各種の物産を輸送し以て都人の身體口腹の用に供せざるを得ず、之を爲すは總て是れ力を内國貿易に藉らざるを得ざるなり。元來貿易の事たる其關係する所至大至廣其起因、其方策等に付ては頗る玩味すべきものあり、而して方今貿易の隆盛を極むるの時機に際し貿易中最も吾人の注意を促すべきものは外國貿易なり、何となれば座して狹小なる内國市場に向ひて生産を試みんより進んで世界萬國の市場を窺ひ物産を最も高價なる場所に送致するの利多ければなり、元來貿易の起因、其方策の如きは内外貿易とも

略々其趣を同うす故に今一躍進んで以て外國貿易の事に論及せん

第十節 外國貿易

外國貿易とは國と國との間に其物産を交換するを云ふ、而して其最も盛大にして且つ利益あるは東洋と西洋との如く全く其物産を異にし開化の模様を一にせざる者の間に行はれ又故國と新國との間に行はるゝ所の貿易なりとす、然り而して歐洲諸國と亞細亞、亞米利加、亞弗利加、濠斯太刺利等にある其殖民地との貿易も亦同様なり、抑々外國貿易の事たる萬里の波濤を凌ぎ身體慣れざる所の氣候を侵し、言語不通の不便、制度文物の異なるを厭はず勇進邁往以て之に従事せざるを得ず、其困難なる固より言を俟たざるなり、然るに其事の今日に行はれて益々盛大なるを見る所以のものは宇内の大勢、東西長短相補ひ、南北有無を通ずるの已むを得ざるに出づるものあればなり、元來外國貿易の起因する所以のものは甲國の或る物品を生産するは乙國よりも容易なるか、將た甲乙兩國互に自ら生産し能はざる物ありて其有無を交換するにありとは夙に世人の熟知する所なり、然れども是れ只單純の原因にして貿易

の國際に行はるゝは單に物品生産の難易若くは或る物品の有無のみに由るに非ずして生産の難易に於ける比例の差違即ち甲國に於ては當該兩品事の解し易からんか爲め假りに甲乙兩國の間只兩品を交換するものと見做す、尤も幾多の國と貿易を爲し幾多の物品を交換するも理に於ては一なり、共に乙國より廉價に生産し得べしと雖も、一品の利益は四倍に達し一品の利益は二倍に止まるとせば甲國は四倍の利益ある物品を生産し二倍の利益ある物品は之を乙國より得るを以て雙方の利益とす、詳ふ詳かに之を辨せん

甲國 (例へば日本)

- 一 若干の資本と一日一人勢力とを用ひて 石炭四噸を生産す
- 一 同額の資本を用ひて 生絲四貫目を生産す

乙國 (例へば英國)

- 一 甲國と同額の資本勢力を用ひて 石炭二噸を生産す
- 一 同上 生絲一貫目を生産す

生産の景況斯の如くなれば乙國に於ては生絲と石炭の交換比例は一貫目

と二噸にして甲國に於ては四貫目と四噸即ち一貫目と一噸にして甲國に於て生絲石炭の生産共に乙國よりも容易なること知るべき耳故に一見甲國は宜く自から石炭を採掘すきが如しと雖も是れ決して然らざるなり即ち甲國が石炭の生産上乙國に對して有する所の利益は二倍に止まるも生絲生産に於ては其利益四倍に達す豈に四倍の利益を棄て二倍の利益を採るの愚を爲さんや今甲國の營業者其資本、勞力を石炭及生絲に分ち兩品を生産するもとせば四貫目の生絲を以て僅に四噸の石炭を得るに過ぎざるべしと雖も石炭の採掘を止め其力を生絲の生産に集中せば能く八貫目の生絲を製出するを得べし而して其四貫目を乙國に送れば乙國に於ては右兩品の交換比例一と二なるを以て之を以て能く八噸の石炭を得べし(實際は運送費、保険料等の費用を差引かざるを得ずと雖も之を論ざるも理に於て妨げなし且つ此等の計算を示せば事頗る複雑するの虞あるを以て之を省略す以下之に倣ふ)然れども斯の如くなれば則ち此貿易に依り乙國は毫も益する所なくして甲國獨り其利益を壟斷すへし然るに抑々貿易は相互の利益を以て目的と爲すを

四明

以て利益一方に偏するときは貿易を永續する能はざるは多辯を俟たず故に甲國は其輸出したる四貫目の生絲に對し乙國より六噸若しくは七噸の石炭を獲得し二噸若しくは三噸の利益を以て満足し乙國は自國の交換比例に依れば六噸に對しては三貫目七噸に對しては三貫五百匁を得るに止まも甲國と貿易するの故を以て四貫目を得るを喜び互に利益ある盛大の貿易を行ふことを得べし而して兩國の利益の多少は相互に於ける對手國の物品を需用する度合の強弱に由りて之を決す只甲國は其四貫目の生絲を以て八噸より多くの石炭を得る能はず乙國は四噸より少き石炭を以て四貫目の生絲を購入することを得ざる耳何となれば此極端に至れば甲國は自から其利益比較的少き物品を生産す可ればなり由是觀之甲國は兩品の生産に於て共に乙國に勝るの利を有すと雖も其利の小なるものを棄てて大なるものに就き乙國は兩品の生産に於て共に劣る所ありと雖も其最も短なる所を棄て、其少なく短なる所に依りて生産に従事し以て其生産品を交換せば兩國の利益決して僅少に非ざるなり斯の如く貿易の起因は事理明白所謂自證的にして固より疑

の容るべきものなしと雖も、之を事實に徴するは又無用の業に非ざるべし、請ふ左に一二の事例を掲出して之を證せん

西曆千八百五十年、漆洲に金坑を發見するや、採金事業の利益甚だ高く、其盛時に於ては、礦夫一日の勞銀五弗の高きに達せしは、既論の如し、是に於てか、農夫は鑄鐵を棄て、工は鋸鉋を抛て、皆先を争て採金の事業に馳せ、木材の如きは遠く之を那威、瑞典より輸入し、食品の如きも遙に其供給を歐米に仰げり、夫れ漆洲の地たる多く未開に屬し、樹木乏しきに非ず、食品生ぜざるに非ず、金坑の近隣伐採すべきの樹木あり、耕すべきの土壤あり、而して其土地の膏腴なる固より歐洲地方の比に非ず、之を米洲に比するも敢て劣る所なし、然るに遠く是等物品の供給を外國に仰ぐ所以のものは何ぞや、他なし、採金の利多くして、農工伐木等の事業に資本、勢力を用ゆるも、採金の業と等しき報酬を得ざれば、之に従ふ者なく、強ひて之に従はしめんと欲せば、大に其生産品の價格を増加し、採金事業と其利益を均しうするに非ずんば、乃ち能はざるの不利あるに依る、爾後金礦漸やく乏きを告げ、採金事業の利益が之を他の事業と比して大差な

事例

きに至りて、順次農工等の發達を致せり、キヤリフォルニア金坑發見の後ち亦同様の景況を示せり

論者或は云はん、キヤリフォルニア及漆洲金礦發見の如きは、是れ非常の事蹟なり、之を以て普通の例となす可らずと、蓋し是等金礦の發見を以て通常の事とするは、則ち不可なり、然れども、前陳の理由を説くに、何ぞ事の非常と通常とに屬するを以て差異を生せんや、今日實際諸國の間に貿易の行はるるは、此原因に由るもの頗る多し、讀者普通の通例を求めんと欲せば、紐育州と西印度の島嶼なる、パーベドスとの貿易、又北米合衆國と英國との貿易等を見れば、果して此事の虚はらざるを知るに足らん、請ふ一言せん

紐育とパーベドスとの貿易は、紐育よりは重に麥、タバコの類をパーベドスに輸出し、該島より香料物を輸入するにあり、元來パーベドスの地たる熱帯の島嶼に位し、四季常に青草を絶たず、氣候の温暖なるも、土地の豊饒なるも、由り麥作、牧畜共に紐育の氣候寒冷、氷雪年の半を埋むか如きと、其便固より同日の論に非ず、然るは尙且つ此貿易行はるゝ所以のものは、パーベドスの香料生産

普通の場合

の利が紐育に優ること其麥作、牧畜の比に非ざるに由らすんはある可らず、蓋し紐育に於ても胡椒、辛等の香料を生産せんと欲せば之が爲に暖室を設け多量の薪炭を費し、培養に注意せば必ずしも之を爲し能ざるに非ずと雖も、斯の如くんば到底損益相償はず、麥作、牧畜の如きは寒冷の氣候と雖も香料生産の如く不利ならず、故に紐育に於ては不利の少きものを選び、バーベドスに於ては利の多きものに依り以て兩地の貿易を維持するものなり、又北米合衆國ベ
ンセルヴエニヤ州の鐵礦の如きは其礦脈の廣大なると石炭坑に接近するに由り其便利なること萬國復た其比を見ず、然れども合衆國西北地方の麥作南方の棉花耕作は非常の天利を有し、其利之を採鑛業に比して更に大なるを以て英國産の鐵に多大の保護税を課し、農利を剝奪して採鑛、製鐵の事業を保護すと雖も、棉花及麥類の輸出盛にして鐵類の輸入止まざるは英米貿易往時の實況なり、其他萬國の貿易に於て斯の如きの例殆ど枚舉に遑あらざるなり、由是觀之外國貿易の起因する所以のものは單に國際に或る物品の有無又は其生産の難易のみに止まらずして一國に於ける當該品生産の難易と他國に

於ける其難易との比例上に存する所の差違に由るもの多きに居るや疑を容れざるなり

第二目 生産費の多少か内外貿易上に呈はす所の結果の差違

然れども一國內に於て資本、勢力の移轉容易なる場合に於ては前陳の理由其効驗を顯はさず、甲地方に於て兩品共に其生産乙地より容易なれば資本、勢力忽ち乙地より甲地に移らん、例へば前に例せし甲地を埼玉縣とし乙國を東京府とせば其生産の景況左の如し

埼玉縣

- 一 若干の資本と一日一人の勢力とを用ゐて 石 炭四噸
- 一 同額の資本勢力を用ゐて 生絲四貫目

東京府

- 一 埼玉縣と同額の資本勢力を用ゐて 石 炭二噸
- 一 同上 生絲一貫目

第十節 外國貿易 第二目 生産費の多少か内外貿易上に呈はす所の結果の差違

石炭と生絲との生産の景況果して斯の如くなれば東京府下に於て石炭採掘に従事する者は直に境を接し僅々數里を隔つる埼玉縣下に於ては同額の資本、勞力を以て二倍の石炭を採掘し得るの利あるを見て忽ち其資本、勞力を彼地に移し、東京府下の石炭採掘の業は頓に廢滅に歸し、埼玉縣下のものは益々隆盛を致し、東京府と埼玉縣との間に石炭と生絲の交換忽ち其跡を絶つに至らん。國の内外に由りて貿易興廢の景況を異にする概ね斯の如し(同國中にても土地甚だ遠隔し資本勞力の移轉困難なれば國際同様の有様を生ずべしと雖も一國中は先づ資本勞力の移轉容易なるを以て本文の如きを通例とす)若し人民に愛國心なる者なく一國を擧げて他國に移住するが如きことあらば内外の差別頓に消滅すべしと雖も、斯の如きは吾人の望む能はざる所にし、高切を経るも蓋し見るを得ざる所なり。今之を事實に徴するに英國人は霧の中に住み、和蘭人は海岸に長堤を築き水平線以下の土地に住居し、露人は氷雪氣候溫暖の地ありと雖も未だ國を擧げて之に移住せず、尙且つ常に本國の強

を誇り其美を稱賛するは人情の常なり、人民の其國を愛すること凡そ斯の如し、内外貿易に於て其起因興廢の景況を異にする又深く怪むに足らざるなり

第三目 外國貿易の成立は生産難易の比例に差違あるを

要す

甲國に於て兩品とも乙國よりも其生産容易なるも尙ほ貿易兩國間に行はるるは既論の如く其利益の比例相異なるを要す、若し比例異ならず甲國に於ける兩品生産上の利益同一比例なるときは甲乙丙國間に貿易の行はるゝ蓋し稀有の事なるべし、今甲乙二國に於て石炭と生絲の生産に次の如き比例を示すものとし之を論せん

甲國

一 若干の資本と一日一人の勞力とを用ひて

石炭四噸

一 同額の資本勞力を用ひて

生絲二貫目

乙國

一 甲國と同額の資本勞力を用ひて

石炭二噸

一同上

生絲一貫目

右の如き場合に於ては甲國に於ける生絲と石炭の交換比例は二と四即ち一と二にして、乙國に於ても一と二なるを以て、甲國が石炭の生産を止め其資本勢力を生絲の生産に移し、生絲四貫目を生産し其二貫目を乙國に送り石炭と交換するも之が爲に四噸以上の石炭を得ること能はず、自國に於ても生絲二貫目を有すれば四噸の石炭を得べきに由り何を苦みて遠く之を乙國に求めんや、故に兩國に貿易の行はるゝは兩品生産利益の比例に差違あるを要す、今少許にても此の比例を異にし例へば甲國に於て生産の景況生絲二貫百匁と石炭四噸と交換するが如き勢を示せば、甲國に於て石炭の生産を止め専ら生絲を生産し、乙國に於ては生絲の生産を止め石炭生産のみに従事し、兩國互に此兩品を交換せば甲國は其生絲二貫百匁に對し四噸以上の石炭を得、乙國は其石炭四噸に對し二貫目以上の生絲を得べく、苟も其差違輸出入の費用を償ふに足らば忽ち兩國間に利益ある貿易を生ずることを得べし、元來本目所論の如き數品の生産費比例の差違均一なる場合は殆ど絶無なるものにして、實

際には多少其差違あるものとす、而して真國貿易は曩に陳述したる紐育州、パト、ペドス間若くは合衆國英國間の貿易の如きもの多しと知るべし

第四目 外國貿易に要する注意

第一目に例せしが如く甲國に於て其生産の景況石炭四噸、生絲四貫目なるに對し乙國に於ては石炭二噸と生絲一貫目の交換比例を示すが如き場合に於ては甲國は常に乙國の石炭八噸を得るには四貫より少しく多量の生絲を與ふるを以て足れりとするに似たりと雖も、實際に於ては丙國、丁國等よりの競争ありて甲國は其利を専らにすること能はざるものあり、例へば丙國に於ては甲國と同額の資本、勢力を用ひ同時間に於て生絲三貫五百匁を生産するを得、丁國に於ては三貫目を生産するを得べく、而して兩國共に石炭の生産に於ては甲國と大差なしとせん然らば即ち丙國は乙國の石炭八噸に對して七貫目の生絲を與ふるも、運賃保険料等の事は前に述べしが如く姑らく茲に之を論せず以下之に倣ふ強ひて損失なく、丁國は又之に對し六貫目の生絲を與ふることを得べし、然れども斯の如くしては乙國にのみ利益ありて丙、丁兩國

競争の場

に利なきを以て乙國の石炭八噸に對し丙國は生絲六貫目、丁國は五貫目を與へて互に利益を分つを得べし、果して然らば甲國は獨り四貫目以上五貫目以下を生絲を乙國に與へて其石炭八噸を得ること能はずして必ず六貫目以上を與へて丙丁等の競争を避けざるを得ざるなり斯の如く甲若し六貫目以上を與へば丁は最早之と競争すること能はずと雖も、丙は尙ほ六貫目以上を與へて競争を試みん、果して然らば甲は七貫目若くは七貫目以上を與へざるを得ず、此の如く實地に於ては競争なきを保せざるを以て我國と清國と絹及茶に於て競争あるが如し、甲國は唯自國と乙國との生産の景況を比較して直に其交換比例を斷定すること能はず、必ず丁寧反覆他の競争國の生産力と自國の生産力とを比較對照せざるを得ざるなり、若し夫れ之を計らずして單に乙國との比例のみに是れ依り以て他を顧みざるときは他の競争國に於て少しく生産の進歩することあれば忽ち失敗を來たし之を挽回すること實に容易の業に非ざるべし、以上例する所の丙國の競争は甲國の爲め決して侮るべきに非ざるなり、丙國も亦自から其力を量らず甲國の實力を詳かにせずして漫

代用品使用の補助

に競争を試み可らず、實地の景況若し前陳の如くなれば其競争に敗を取るや必せり、世に慎まざる可んや

茲に又他の注意を要すべきものあり、何ぞや即ち交換の比例を高くして代用品の生産及使用を誘發せざること、是なり、例へば甲國は已に丙國、丁國等の競争に對し全勝を占め殆ど彼等をして再び立つこと能はざらしむるに至り、獨り乙國の市場に於て利を専らにするの地位を得しと假定すと雖も、人間衣服、裝飾に要する所の布類、尙に唯絹布のみに止まらんや、木綿麻布、毛織物類皆其材と爲すに足る、然るに甲國に於て生絲を以て其利益を壟斷せんと欲し其價格を高ふし、乙國に利益を與ふること少なければ乙國に於ては絹布の高價なるが爲め力を木綿麻布、毛織物等の生産に加へて絹に代用し以て大に生絲の需用を減し或は永久に甲國の利益を害ふべし、故に甲國其利益を維持せんと欲せば乙國にも相當の利益を分ち、彼をして永久に生絲の使用を爲さしめ逐年其需用を増加せしめざるを得ず、抑々貿易は相互の利益に依らざる可らず、而して賣買者は其利益を異にせず結局同一に歸す、何となれば賣者に不利

なれば供給減じ以て價格騰貴すべく、買者に益なければ以て需用減じて價格下落す可ればなり、身を貿易に投する者少しく茲に注意することあらば又以誤なきに庶幾からんか

第五目 自由貿易及保護方策

外國貿易の事を論せんと欲すれば勢ひ自由貿易及保護方策の得失に論及せざるを得ず、蓋し自由貿易とは貿易上諸般の抑制を解き全く之を各人の便宜に委ね自由に外國と貿易を營ましむるを云ひ、保護方策とは外國品に重税を課し、若くは内國品に補助金又は特別の便宜を與へ國の營業者をして外國の競争を免れしめ以て内國の營業を養成せんと欲するものを云ふ、兩黨の説久しく結びて解けず方外尙ほ諸國に於て駁論反擊殆ど其止まる所を知らず讀者をして倦厭に堪へざらしむるものあり、抑々經濟學の目的は最少の勞費を以て最大の結果を得るに在り、而して實地の情況に至りては森羅萬象何ぞ一定不變の方便を以て其目的を全くするを得んや、總論に於て既に略陳せしか如く是等兩派の如きは方法を以て目的と爲し、偏執以て時勢に應ずるの道

を知らざる者なり、要するに自由貿易黨は干涉束縛の弊害を見て自由放任の利あるを察し、却て自ら都局と全局、都局と都局及現在と未來との關係を忘れ一部局の便宜と目下の利益とを過慮するの弊に陥りたる者なり、保護方策黨は人爲の獎勵干涉時に特功を奏するを見て其之あるは蓋し自然の勢ひ當否より其間に存するありて隔々以て人爲の之を助成すに由るを悟らず、所謂斷常に隨し其自然に應ずるか將た之に反するかを鑑別せず専ら事を人爲に求め現在を苦めて將來を過慮し却て爲に未來の進歩を妨げ、一斑の發達を鼓舞して全豹の健康を害ふを悟らざる者なり、夫れ天道は夷かにして人道は險なり、豈に平且つ簡なるの道を捨て、險且つ難きの道に就くを須ひん哉、風定らざるに漁舟を出し日斜めならざるに牧笛の響るを聞くが如きは國家の爲に採らざる所なり、嗚呼兩黨の説を爲す其誤れる此の如し、何ぞ確執互に相争ひ全局の發達を妨げ、天與の利益を辭するを須ひん哉、夫れ膠縁に託すれば方能く天下の益を廣む吾人の得んと欲する所のものは經濟の目的なり、目的一たび定まらば之を得るの方便の如きは實地の景況に依り自在の變通を試み

ざるを得ず、抑々萬物は有邊にして眞理は常住たり寂然として動かす感通して而して化す、元來處世の事膠柱固執を忌む時に或は一部局の後るゝ者を助けて全局の面目を全ふせざるを得ざるものなしとせす、又軍事政略等の爲め少しく經濟上の利益を損するの已むを得ざるものなきを保せず、史的大勢の觀察を全ふせず、單に一國の現況消費者の利害如何のみを見以て自由貿易に拘泥するか如きは是れ自ら一箇の黨派論たるに過ぎず、又天然の利益を固辭し自然の勢を察せず、常に保護方策を唱ふるが如きは固より其當を得ず、皆是れ衆盲象を摸するの譏を免れざるなり、錐頭の利、鑿頭の方共に辨せずんばある可らざるなり

第六目 保護の目的を達せんと欲せば天然の利益を辭せざる可らず

元來保護方策の目的は内國に於て數種の營業を起し成るべく外國品の供給を仰かざるに在れば、保護論者の認めて緊要なりとする所の論點は駒井重格氏所譯フオセーワト氏の自由及保護貿易論第四編にあり就きて見るべし

其目的を極端に推し十分に之を達するを得せしめば遂に外國貿易を全廢せざるを得ざるに至るべし、幸にして保護論者中にも此の如き極端に趨る者甚だ少しと雖も、彼等をして其目的を全ふせしめんと欲せば事終に其極に陥らざるを得ざるべし、果して然らば東西南北互に其物産を交換し、其藝術の長短を補ふこと能はず、前數項に於て論せし所の外國貿易の利益を收むること能はざるべし、斯の如きは是れ豈に海に入り沙を敷へ空しく自ら力を費し地を磨きて鏡を作り枉て工夫を用ゆるの類にあらずして何ぞや、見るへし高々たる山上雲自ら卷舒し蹈々たる洞下水曲直に隨ふ是れ自然なり、若し保護論者をして十分に其目的を全することを得せしめ、而して其期する所の物を收めんと欲すれば、世界を通じて其物産を均一ならしめ、人口と物産と同様の比例を保ち萬國人民の嗜好及其智力、勉強力、學術等をして毫も違ふ所なからしめざるを得ず、此の如きは龜毛を紡きて以て衣と爲し、兎角を織きて梯と爲し、以て天に登らんと欲するに異ならず、豈に得へけん哉、抑々南北其需用を異にし、東西其藝術を等くせず、地球上至る所著しく物産を異にし、又人口の粗密等に

差等あるは多辯を要せず。元來物産若くは藝術に些少の差違あれば交換貿易の利益ある論を俟たず、今宇内各國に於て此差異あること已に著るし、何ぞ外國貿易に於て有無相通し、長短相補ふの利を棄て保護論者をして其目的を達せしむるを要せんや、凡そ保護方策は外國品に重税を課し貿易事業をして復雜ならしむるを以て隨て費用を要し、被保護品の價格を騰貴し頗る消費者に便ならず、唯二三の被保護品生産者をして保護なければ生産し能はざる物品の生産に従事するを得せしむるの事實ある耳、有司動もすれば一駿の有無を以て能事と爲す過り之より大なるはなし、一駿の有無豈に天下の利害に關せん哉、察せずんばある可らざるなり。

第七目

保護は被保護者に特利を與へず、被保護品若くは

其原料品を生産する土地の地主に利益を與ふ

被保護品の生産者若くは製造者は一見特種の特利を得るが如しと雖も、其之を得るは一時に止まり若くは率先之を得る者の二三の輩に止まる耳、抑々保護の必要は當該生産物が天然の利益を有させるか、又は他國に對し之を有

するも國中に之より大なる天然の利益を有する者あるかに由る、嘗て北米合衆國桑港附近の地に於て製茶を試みんと欲し茶樹を培養し漸くにして茶を製し、適當の番茶一斤を三弗の高價にて賣買し其發達を奨励せしと雖も、數年にして其業全く廢滅せり、鉤を操りて山に上り斧を掲げて濶に入る求むる所を得る又難ひ哉、然るに世上不幸にして之に類する狂者の事業頗る多く石炭海を渡るの類少しとせず、彼の合衆國製鐵事業の如きは即其一例にして實に合衆國人民に非常の損失を與へしものなり、今其西曆千八百七十年頃の景況を以て之を見るに當時合衆國に於て地鐵製造の爲に使用せし資本額は五千六百十萬弗、之に従事せし勞働者三萬七千五百五十七人、其勞銀千二百四十萬弗、地鐵輸入税一噸に付九弗、製造する所の地鐵二百萬噸なり、故に今此資本勞力を麥若くは棉花の生産に使用し之を以て輸入税を課せずして地鐵を輸入せしとせば二百萬噸の地鐵は千八百萬弗丈け廉價にて購買することを得たるは數の明示する所なり、又全く製鐵業を止め輸入税を廢して地鐵を輸入せしとせば右の勞力者に毫も勞働せずして千二百四十萬弗を與へ、製鐵業者に

第十節 外國貿易 第七目 保護は被保護者に特利を與へず被保護品
(中略)地主に利益を與ふ

は當時相應の營業所得の歩合を七分と見て總資本額に對し三百九十二萬七千弗を與ふるも尙ほ地鐵の廉なるが爲に百六十七萬三千弗を利得すべき割合なり秋風渭水に吹いて落葉長安に滿つ豈に止むを得ん哉合衆國製鐵事業の保護が計算上同國の爲め損失を生せしこと斯の如し又新聞用紙の如きも是れまで一噸に付き十「ドル」の保護を受けしが爲め一年新聞用紙の價格を増加すること一十萬「ドル」の巨額に達せり然るに西曆千九百八年よりは一噸十「ドル」となりしを以て更に損失を増加せざるを得ず紙數製造家は原料及勞銀騰貴の爲め保護金の増加を要すと云ふと雖も原料品の騰貴は一噸六十鎊を超過せず豈に二割の増加を要するの理あらん哉又露國の實況に就て之を見るも保護の爲め英貨十七片にて得らるべき鐵か五一片となり白耳義に於て三萬四千「ルーブル」にて得らるべき機械か露に於ては五萬「ルーブル」を償ひする事實あり

獨逸も亦製鐵事業を保護し輸出補給の制を採り西曆千九百五年の實況に據れば輸出品製造の爲め仕用する石炭には一噸に付き内地賣價格より一志

六片丈廉價に製造品を輸出し得べき補給金を與へ地鐵は一噸に付き四志十片半製品は同上十五志製造品は同上二十志廉賣し得べき補給を與へたり斯の如く補給金附與の九ヶ年中獨逸の鐵類輸出は一ヶ年平均百萬噸より三百萬噸に増加し產出高は七百萬噸より千百萬噸に増加せり(補給は西曆千九百六年に廢止せり當初金額を減し後ち全廢せり)

抑々鐵の如きは機械器具其他造船建築等の材料に用ゆること殊に多ければ之をして高價ならしむるは百般營業の發達を獎勵するの道に非ざるなり翻りて合衆國西方の麥作南方の棉花を見るに其天然の利を有すること多大なるか爲め鐵具其他の製造品か保護税(平均凡そ四割四分の爲に非常に高價なるを以て大に其利益を剝奪せらるゝに拘はらず其發達伸暢の勢ひ奮然として當る可らざるものあり保護を要する者の生産の不便なる凡そ斯の如し之か養成は政畧軍事等の理由に由らざる可らず其永遠利益の有無は固より一定の理を以て之を推す能はざるを以て暫く措きて論せずと雖も保護方策が計算上の不利を讓すは疑を容るゝ能はざるなり畢竟保護を要する所の事

業は天然の利を有せず、其不利を補はんと欲せば、勢ひ非常の無理を忍ばざるを得ず。

然りと雖も、其事業をして独占的ならしめざる以上は、永く之をして他營業に超過する所の特利を維持せしむること能はざるなり、苟くも独占事業に非ずして之に特利を與へんか、忽ち資本勢力の之に劣るもの多く遂に供給を増加し、其所得の歩合をして尋常一般の歩合まで低落せしめざれば止まざるなり、而して被保護品若くは其原料品の産地は、其需用に由り無限に之を増加すること能はず、被保護品の特利に由り其需用を増加するに従ひ、其貸付料を増加するは必然の勢なり、果して然らば、保護方策は其保護せんと欲する所の者に利益を與ふること能はずして却て地主の或者に利益を與ふるものと云ふべし、例へば綿布の製造を獎勵せんと欲し、外國の綿布に重税を課して之を保護せば、綿布の價格概ね税額丈に騰貴すべし、而して若し此騰貴をして國中普通の營業所得を超過するの利益あらしめば、資本勢力の之に向ふ者が増加し、其利益をして普通の營業と同一ならしむるまでは、綿布の供給を増加すべし。

保護の特利の
所を以て
特利とする
條件

然らば即ち綿布製造は他の保護を受けざる營業に比して特に利益あることなく、之に使用する所の資本、勢力は之を他業に用ゆると同様の利益を得るに止まるべし、要するに只當初競争の起らざる間に保護を受けたる二三の營業者に一時特利を與ふるに過ぎざるなり、然るに綿布の原料品たる棉花を産する土地を所有する者は、土地の供給固より限あれば、綿布製造の増加に由り棉花の需用を増加し、大に其所有地の小作料を増加するを得べし、其他製鐵の事業を保護せば、鐵山所有主の爲め借區料を増加すべし、葡萄酒製造を保護せば、葡萄酒の借付料を増加すべく、長鞭馬腹に及ばずして結局被保護者に特利を與ふるを得ず、其利益は尋常一般の營業に異なること能はざるに至り、被保護者の爲には之を受くると受けざるに由りて、毫も其利益に差違あることなく、(時としては保護を頼み供給を利多ならしめ、外國へ投げ賣を爲さざるを得ざることあり、合衆國及獨逸の製鐵事業等、其例甚だ多し、徒らに消費者を苦しめ、既に富裕を極むる所の地主に特利を與へ、以て富の配當をして益々其宜きを失はしむるの實なきを得ず、而して保護を受くる所の物品が鐵類の如く廣

く製造の原料品として用ゐらるゝ所のものなるときは各種の生産費を増加し頗る工業の發達を妨ぐるの虞なしとせず。由是觀之保護方策は被保護者に利益を與へずして既に富裕を極め特に之を利するを要せざる所の地主に特別を與ふるや疑を容れず、是れ豈に梢上一群の獨狹井水の月影を見互に特手を遞下し手々相握して井中に降り月を捉へんと欲する者の類に非ざるなきを得さんや其欲する所を得ざるや論なき耳

第八目 保護は營業の種類を増加せず資本勢力使用の方向を定む

保護は内國に於て、新に數種の業を延すの利ありと論する者ありと雖も、必ずしも保護を以て新業を起すことを得るものと爲す可らず、唯若し保護なければ起すこと能はざる或る事業を劣等の場合に於て起すことを得る耳、即ち英國は麥の生産に於て北米合衆國に及ばざるは皆人の知る所なり、然りと雖も其或る地方即ちヨーロッパの或部分の如きは麥作に適すること合衆國西方の優等地に劣らず、故に英國は保護撤去後と雖も此等の地には尙ほ麥を耕

作して十分の利益ありて方今と雖も麥の總消費高の二割二分以上は尙ほ内國に於て之を産す、大鼠牛に及はずと雖も大は則ち大なり、只保護の廢止に由り西曆千八百四十七年以前は彼の五穀令(外國の麥に輸入税を課し内國産の麥を保護せし法)の保護に依り幾かに耕し得たる劣等の地に麥を耕作するを止めしのみ則ち知る蛇短かしと雖蚯蚓より長し、又北米合衆國は西曆千八百四十六年より同千八百六十年までの輸入税は其以後の者(平均四割以上より輕く、西曆千八百五十七年の法に據れば平均二割二厘二毛)地鐵の如きも其輸入税輕かりしと雖も右輕税の時期に於てビツボルグの優等鐵礦に於て鐵の生産を廢止せしことなし、又我國内地に於ても棉花、砂糖、麥の生産は遙に合衆國及西印度諸島に及はず、開港以來未だ曾て保護税を課したることなしと雖も此等の物品尙ほ其優等地に産出す凡そ資本勢力を生産に用ゆるの順序は是等をして第一着に最も自然に利益ある所の事業に向はしめ、其集中して利益漸やく減少するに及びて第二等第三等に位する利源に向ふを當然とす然るに今若し生産の難易を辨せず、強ひて不便なる物品の生産を保護するが如

きは自然の順序を誤るものにして第一等の財源未だ盡きず利益上優等の事業未だ十分の發達を経ざるに己に人為を以て第二等第三等に位する所の事業に資本勢力を向け大に一國の損失を蒙すに至るべし、即ち北米合衆國にありては棉花及麥作の天然の利未だ盡きず其利益遂に他業の上に在るに方りて己に工業を奨励せり、然るに資本勢力の景況未だ之を起すに適せざるを以て工は農の得る所と同業なる利益を得んとし大に其製品の騰貴を企圖し、西曆千八百六十五年より同千八百七十七年までの十二年の間に保護税の爲め其人民の消費物品を大約七十二億弗程高價に保てり、是れ合衆國人民が右十二年間の保護の爲め損失せし高にして保護なければ生計上右の額を節減することを得しものなり、右十二年間の人口は平均三千五百萬人に達せざりしと雖も、假に便宜の爲め之を三千五百萬人とすれば右の期間に一人平均の損失高二千五百七十一仙餘一年一人の年均損失高十七弗十四仙餘なりとす方今世界に於て最も租税の高きを佛國とす、然れども其國税の高西曆千八百八十六年即ち明治十九年に於て一人に付き凡十九弗八十仙を超過せず、然るに當

時合衆國人民は被保護者の爲め殆ど佛國人民の負擔する税額を支拂ひしものなり、合衆國保護方策の費用實に大なりと云ふべし

又英國に於ては曾て資本、勢力の景況既に工業を起すに足りしに保護方策を以て強ひて利益なき劣等の土地に穀物を耕して徒らに價格を高くし以て百般事業の發達を妨げたり、是れ豈に轍を北にして越に向ひ面を南にして北斗を見るの類にあらずして何ぞや、保護方策が營業の種類を増加せず、只資本、勢力使用の方向を決するや斯の如し、而して常に之をして利益少なき方角に向はしめ、計算上に不利なること亦斯の如し、其之を利益とするは實際の關係を知らざるの黨派に非ざれば則ち公益を思はずして私利を謀るの私黨なり、其政略、軍事等に關し遠大の利害を慮り保護を爲すは時に或は瑣少計算上の不利を償ふ事あるべしと雖も、此等は皆機に臨み變に應じて論定すべきの問題にして豫め其利不利を斷定すること能はざるなり、夫れ烏獲は力なきにあらざるなり、然れども牛尾を取て之を却行せしめんと欲せば、令例之を爲し得べきも日に寸尋を歩す能はざるべし、之を行かしめんと欲せば、須らく柔技を

以て其鼻を貫き綱を以て之を導くべきなり、果して然らば三尺の童子も、尙ほ能之を回らし之を歩せしむるを得ん、鑑みずんばある可らざるなり。

第九目 百般事業の發達は實業界の關係を複雑ならしめ
保護の不便を増加す

元來保護は他業の収益を削ぎて二三の營業者を扶助するものなれば百般の事業尙ほ幼稚の域に在りて營業の種類未だ多からず、互に相連絡すること今日の如く精密ならざる時期に於ては強ひて不便を感せずと雖も、百般の工業漸やく發達進歩するに従ひ其種類及部分を増加し種類益々多きを加へ部分益々分るゝに至りては一に便なる所は他に便ならず利害衝突して其不便を増し、富源發達の障害となること少しとせず、即ち工業未だ發達せず一國主要の事業尙ほ農事にある時期に於ては農産例へば羊毛に保護を加へ外國の羊毛に重税を課するが如きことあるも内國使用の量未だ大ならず保護の爲め其價格を増加するも未だ以て他營業の發達を妨害することなかるべし、然るに内國に於て工業既に發達し羊毛の使用漸やく多を加うるに方り之を保

護せば忽ち其價格を増加し、毛織、毛布製造の進歩を妨ぐべし、毛織、毛布の輸入に重税を課せば染物事業の進歩を妨げ、衣服裝飾品等の製造を妨ぐべし、又食品其他の原料品を保護せば工業の發達を妨ぐべし、鐵、麻、木材等に保護を加ふるときは器具機械の改良、船舶、汽車等の建造を妨ぐべし、器具、機械、船舶等を保護せば工業、運搬の改良進歩を妨げ、商買の取引に便ならず、工業及船舶製造を保護せば物價低廉ならず、國民其生計を易くすること能はずして百業萎靡衰退せん、之を要するに百般物品の製造者、生産者は自己の產出する所の物品に保護あらんことを望み、其所用の原料品、食品、船舶製造等には之なきを冀ひ、運搬業者は其業に保護を受け同時に積荷の多からんが爲め農産品、工産品の廉價にして其生産多からんことを欲し、而して外品輸入の容易ならんが爲め輸入税の重を好まざるべく、船舶、汽車、建築費の廉ならんが爲め其用品の廉なるを望むべし、斯の如く保護は之を一品に與ふれば他品他方の權益を來たし、愈々進めは愈々煩雜の關係を惹起し、終に進みて委く天下の事業を保護し一般の保護は其保護なきと同様なる結果を來たし、所謂車を數へて車なく、到底百

般の事業者をして満足せしむること能はず徒らに國民生計の費用を増加し遂に前陳合衆國の場合と同様國庫に收入なくして國民に重税を課すると一般の結果を來たすに至るへし、宜へなる哉英國の保護は其農産品の價格を騰貴せしめしを以て大に工業者の苦情を買ひ、西曆千八百四十七年の鐵條に至り細民の困難見るに忍びざるの結果を來たし、コブデン氏の盡力に由り遂に之を全廢せり、佛國に於ては工業者中頗る保護の不利を感し、殊に西曆千八百七十年頃タラール、カレ、モールヌ等の如き工業盛大なる地力の人民主として其不便を訴へ

又北米合衆國に於ても北方の保護南方の農業に利あらず南方の人士大に其不利を討論せしと雖も、北方頑乎として聽かず終に古今未曾有の内亂即ち南北戦争を惹起し、爲に約二十八億弗の公債を起し、死傷百萬を超過す、而して北方戰勝ちて南風號はず、保護政略愈々行はれ前陳の如く物價騰貴の結果を呈はせり、百業發達し其關係秘密を加ふるに及びて保護の不便なる夫れ斯の如し、保護の利益ありと云ふか如きは只特に一業に利あるを見て他業に如何

なる關係を及ぼすかを見ざる者の論耳、而して其特に工業に利ありと云ふか如きは第七目に論ずるか如く必ずしも然らず、保護を以て一般營業を發達進歩せしむるを得は則ち可なり、然れども等しく百般の事業を保護し進も厚薄なからしむるは固より不可能の事に屬す、又假令之を爲すを得るとも營業者の爲には保護なきと其效驗を同くし、消費者の爲には非常の不便あり保護を以て一定の主義とし之を以て萬世に推さんと欲するもの、如きは是れ一種の謬見にして固より經國濟民の道に非ざるなり

第十目 保護政策は一たひ之を始むるときは容易に解く能はず動もすれば永久となるの傾向あり

世に保護は社會幼稚なるの時期に之を施し其成長するに及んで之を撤すへしとの説あり、是れ豈に渴を休んと欲して鹽水を飲み飲むに隨て渴を増すものに非ざるなきを得んや、請ふ少しく之を辨せん、例へば茲に一紡績事業を企圖する者ありて之に五ヶ年の間輸出補給金若干を與ふへしとせんに此五ヶ年の間に他に同業を企つる者なく假令之あるも保護年限經過後なれば可

なるへしと雖も右の五ヶ年の二年目に第二の紡績事業を起す者あるときは此者も第一の者と同様の保護を受けざるを得ず當局は第二者には残り三年の間保護を與へ當初より五ヶ年を経過せば保護を撤するの意あるも第二者は決して之に甘んぜず第一に五ヶ年を許せし以上は己れも同様の取扱を得るを當然と爲し國家が第一に厚くして第二に薄きを恨み堂々五ヶ年の保護を請ふて已まざるへし其請求故なきにあらざれば國家も終に之を許すに至るは殆ど當然の勢と云はざるを得ず果して然らば五ヶ年經過後に第一者は無保護にて三年の間第二者に競争せざるを得ず是れ固より第一者の爲し得る所に非ざるなり故に第一者は更に三年の延期を請ふは又是れ殆ど豫期し得べきの勢なり而して其請ふ所理なきにあらす國家亦之を容れざるを得ざるの窮局に陥るや疑を容れず車輪を循環すること環玉の端なきが如し晝夜長遠なり金鷄何そ響かん雲霧凝結たり日月誰か奉けん斯の如く第三第四第五者等の起るあれば終に保護を撤するの機なく所謂盜東に向て走れば追ふ者亦東に向て走らざるを得ず溝々乎として天下の勢を爲す哉疑を容れず哉

は一言兼旨を率ひて相共に猛火に入るの惨狀を見るなきを保せざるなり凡そ天下の事其始を慎ますんは焉そ能く其終を全ふするを得ん哉察せずんはある可らざるなり

第十一目 保護は物價を騰貴し輸出を妨げ外國競争を誘致し内國消費者を苦しむ

甲國が乙國市場に於て丙國、丁國等と競争し能く之に堪へ勝を制するを得る所以のものは其輸出する所の物品の品質佳良にして價格割合に廉なるに由る然るに保護は被保護品の價格を増加す請ふ一二の例を掲げん合衆國に於ては西曆千八百六十年と九十七年間に於て保護の爲め食品に入割八分、衣類に入割五分半、屋賃に五割七分、家族の一般生計費に七割八分の増加を示し、其間勞銀の騰貴は普通勞力に於て五割、精巧勞力に於て六割に止まる、又西曆千八百九十七年と同千九百七年の十年間を比較するに米國に於ては此間物價の騰貴五割乃至六割に達し英國に於ては此間三割五分に止まれり、此差違は之を他に求むるを妨す、保護の結果に求めざるを得ざるなり

獨逸に於ても最近保護政策類々として行はれ西曆千九百一二年の比較物輸入税の爲め穀價騰貴し當時既に國民が穀物の爲め投する所の金額四億圓を増加し政府が其輸入税の爲め收入する所の金額は僅かに七千萬圓に止まり三億三千万圓は消費者が徒らに穀物の輸入者及耕作者に之を貢ぐの奇觀を呈はせり然るに爾來保護方策は益々其歩を進め西曆千九百四年より同七年の間に勞力者の生計費は二割二分を増加し肉類の騰貴最も甚しく實に三割八分の増加を告げ勞銀の増加は其間僅かに一割に止まる而して物價騰貴の爲め一兵を養ふ所の費用年に四十圓を増加せり保護の影響斯の如し然るに人之を悟らす嘆すへきなり今一步を進めてミューニヒ市の肉類價格騰貴の實況を見るに左の如し(單位は英一片)

| | | | |
|-----|-----|----|-----|
| 牛肉 | 七片半 | 豚肉 | 羊肉 |
| 小牛肉 | 七片 | 八片 | 五片半 |
| 牛 | 八片半 | 八片 | |
| 猪肉 | 八片 | | |

| | | | |
|------|------|------|-----|
| 一九〇五 | 八片半 | 九片 | 八片半 |
| 一九〇六 | 十一片半 | 十一片半 | 八片半 |

而して全體の騰貴は過去十年間(四十年前)三割乃至六割を示す是に於て哉獨逸人民一人の肉類の消費は西曆千九百四五年の九英斤より同千九百五六年には五英斤に減少せり而してパワリヤに於ては家畜の運送大に減少し西曆千九百七年九月は其運送より得たる收入之を前年の同期に比して二千六百七十磅を減少せり此減少及騰貴は保護の結果に外ならず則ち従前は肉類の輸入税は二「シャントネル」十三貫七百二十一匁餘に付き十五「マルク」乃至十七「マルク」に止まりしに西曆千九百六年三月以降は一躍二十七「マルク」と成れり價格騰貴せざらんと欲すと雖も豈に得へけんや而して同時に穀物の輸入税も大に増加し千「キロ」に付き小麦は三十五「マルク」より五十五「マルク」、大麦は三十五「マルク」より五十五「マルク」、麥芽用裸麥は二十「マルク」より四十「マルク」、燕麥は二十八「マルク」より五十五「マルク」に増加せり是に於て哉西曆千九百七年七月より九月に至る小麦は前年の同期に比し六「マルク」大麦は四「マルク」の騰貴を示せ

り、元來是等の増税は農業保護の爲め設けたるものなるに英國領事の報告に據れば獨逸農業者は農夫勞銀の増加其他生産費の増加の爲め實際毫も益する所なしと云ふ、而して獨逸一般人民は大麥麵麩を常食と爲し白色小麥麵麩の如きは御馳走に屬す、然るに保護税の爲め従前八千五百グラムニシテ二分六厘七毛弱なりを以て一箇を製せしに數月前より之を千四百グラムニ減し伯林に於ては五十「プロ」ニシテを以て賣却す、今之を倫敦に比するに伯林住民は小麥の黒麵麩三英斤を得んが爲め倫敦人民が白色小麥麵麩四英斤を得る丈の價を投せざるを得ざるの否境に居るものなり、又小麥麵麩を以て比較するに目下量目二十「グラム」の者は伯林に於て三片を價し倫敦價格の三倍弱に當る、近時多少の物議ありと雖も未だ斷練の劍を得るに到らず、嗚呼劍閣路險しきも夜行人更に多し戒めすんはある可らざるなり、抑々西曆千九百六年三月より實施せられたる獨逸新關税は非常の高率を示し其關する所廣且つ大なるを以て多少の重復を厭はず其大要を左に掲げん

西曆千九百六年三月より同千九百十八年三月まで關稅率の増加左の如し

従前ハ每千基に付小麥は三十五「マルク」よりなりしに五十五「マルク」に増し、
 麥は三十五「マルク」より五十五「マルク」に、燕麥は二十八「マルク」より五十五「マルク」
 に大麥は二十「マルク」より四十「マルク」に増加せり、而して裸麥は殆ど内國産に
 て足れりと雖も小麥は二百二十万基の輸入を要するに依り獨逸の麥價は世
 界の麥價に關稅額を加へたるものとなること別表第一の如し

西曆千九百五年關稅三十五「マルク」のとき倫敦(關稅)と伯林との間に既に三
 十五「マルク」三十二獨片の差ありしか同千九百六年三月には關稅の増率高に
 相當する丈の差を見ざるは多額の見越輸入ありしに依りしも千九百七年に
 は關稅の差よりも高價となれり(別表第一參觀)

生計費の上昇は勞力の効力を減するに依り勞銀の増加を要す、然るに勞銀
 を増加すれば製品の價格に昂騰するは自然の結果にして則ち物價の昂騰せ
 ること西曆千八百九十六年に比すれば別表第二の如し

其他石炭營業者か石炭の價格を昂騰せしむるに依り製造者の苦みを終に
 消費者か負擔することとなり加ふるに鐵の投資は外國の製造者を利し獨逸

食料

| | | | |
|-----|--------|-----|----|
| 乳油 | 一三乃至三六 | 精白麥 | 一一 |
| 馬鈴薯 | 二八 | 麥 | 四五 |
| 麥粉 | 二二 | 麵包 | 一七 |
| 豌豆 | 一四 | 麵粉 | 一〇 |
| 大豆 | 四三 | 酒 | 二〇 |
| 大豆 | 二七 | 葱 | 五三 |
| 大豆 | 八五 | 類 | 二〇 |
| 米 | 一六 | 肉類 | 一九 |

右の如く物價大に騰貴し之を自由國たる英國に比するに牛乳馬鈴薯を除き皆不利にして保護國なる佛國に比するも概ね不利にして其實況左の如し

食料品値段

| 品目 | 英 | 佛 |
|----|----------|----------|
| 砂糖 | 二片 | 二片四分三—三片 |
| 糖 | 一志—二志四分一 | 二片—一志二片 |

右の百分比例

| | | | |
|--------|-------------|---|---------------------|
| 馬鈴薯 | 七封度 | 二片半—三片半 | 三片 |
| 麥粉 | 四封度 | 八片—一〇片 | 一志四分二片—一志三片四分一 |
| 牛乳 | 一クワチート(六合強) | 四片半—五片半 | 五片半—六片 |
| 牛乳 | 一封度 | 三片—四片 | 二片半—二片四分三 |
| 羊肉 | 同 | △七片半—八片半 ×五片—六片 △七片半—九片 ×四片—五片 | 六片半—八片半 七片—九片四分三 |
| 豚肉 | 一本(十三貫半強) | 七片半—八片半 | 七片四分三—一〇片四分一 |
| 石炭 | 一本(十三貫半強) | 九片半—一志 | 一志四分半—一志八片 |
| パラフィン油 | 一ガヤロン | 七片—八片 | 一志二片—一志三片四分一 |

(備考) 牛肉及羊肉の項に於ける△印は英國内地産×印は植民地又は外國より輸入せるものなり

第十節 外國貿易 第十一目 保護は物價を騰貴し(中略)内國消費者を去しむ 二六三

第四章 分記

| | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 牛乳 | 100 | 71 | 264 |
| 牛肉 | 100 | 109 | 75 |
| 羊肉 | 100 | 131 | 122 |
| 豚肉 | 100 | 116 | 187 |
| 石炭 | 100 | 170 | 133 |
| パラフサン油 | 100 | 188 | 124 |

而して一週間平均勞銀を以て之を見るも英に對しては皆不利にして佛に對して少しく高位に在り其實況左の如し

一週間の平均勞銀

| 職業別 | 英國 | 佛國 |
|------|-------------|--------------|
| 煉瓦積職 | 三七志半—四〇志半 | 二二志四片—二八志一〇片 |
| 石工 | 三七志二片—三九志二片 | 二二志七片—二八志一〇片 |
| 大工 | 三六志二片—三九志四片 | 二四志—三〇志三片 |
| 船物師 | 三六志二片—三九志四片 | 二三志九片—二六志五片 |
| 船管工 | 三五志四片—三九志九片 | 二四志—二八志一〇片 |
| 左官 | 三六志半—四一志八片 | 二三志九片—二九志 |

右の百分比例

| | | |
|------|-----------|---------------|
| 煉瓦積職 | 三三志半—三七志半 | 二二志五片—二六志五片 |
| 鐵工 | 二三志半—二七志 | 一五志一〇片—一九志一〇片 |
| 鐵工 | 二三志—三六志 | 二四志—三〇志半 |
| 鐵工 | 三三志—三六志 | 二五志—三一志 |
| 植字者 | 二八志—三三志 | 二三志一〇片—二八志一〇片 |

| 職業別 | 英國 | 佛國 | 獨逸 |
|------|-----|----|----|
| 煉瓦積職 | 100 | 65 | 75 |
| 石工 | 100 | 65 | 75 |
| 大工 | 100 | 72 | 77 |
| 船物師 | 100 | 66 | 77 |
| 船管工 | 100 | 70 | 70 |
| 左官 | 100 | 67 | 70 |
| 鐵工 | 100 | 69 | 78 |
| 鐵工 | 100 | 71 | 78 |
| 鐵工 | 100 | 80 | 86 |
| 鐵工 | 100 | 84 | 88 |
| 鐵工 | 100 | 84 | 90 |

第十節 外國貿易 第十一目 保護は物價を騰貴し(中略)内國消費者を苦しむ 二六五

保護政方策の爲め獨逸に於ける物價の騰貴斯の如く而して一般經濟情況亦之を英佛に比して獨の方不利なるや明かなり、然り而して今數國に涉り西人の常食中最も大切なる小麥の價格を比較するに最近の實現實に左の如し

西歷千九百八年に於ける小麥千基一基は二百六十六匁半強の毎月平均價格

| 運末日 | 伯 林 | 維也納 | オアサ | リーガ | アムステルダム (オアサ) | 巴 里 | 倫敦 (オアサ) | シカゴ | 紐 育 |
|------|------|------|------|------|------------------|------|-------------|------|------|
| 一月 | 三三.二 | 三三.三 | 一七.九 | 一八.八 | 一六.五 | 一八.八 | 一六.〇 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 二月 | 三三.七 | 三三.九 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 三月 | 三三.六 | 三三.六 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 四月 | 三三.一 | 三三.七 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 五月二日 | 三三.八 | 三三.八 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 六月六日 | 三三.七 | 三三.六 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 七月四日 | 三三.八 | 三三.六 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |
| 八月 | 三三.四 | 三三.〇 | 一七.九 | 一八.九 | 一七.五 | 一八.〇 | 一六.八 | 一六.八 | 一五.〇 |

| 九月 | 十月三日 | 十月十日 | 十月廿日 | 十月廿五日 |
|------|------|------|------|-------|
| 三三.八 | 三三.〇 | 三三.一 | 三三.二 | 三三.三 |
| 一七.九 | 一七.九 | 一七.九 | 一七.九 | 一七.九 |
| 一八.八 | 一八.八 | 一八.八 | 一八.八 | 一八.八 |
| 一六.五 | 一六.五 | 一六.五 | 一六.五 | 一六.五 |
| 一八.八 | 一八.八 | 一八.八 | 一八.八 | 一八.八 |
| 一六.〇 | 一六.〇 | 一六.〇 | 一六.〇 | 一六.〇 |
| 一六.八 | 一六.八 | 一六.八 | 一六.八 | 一六.八 |
| 一五.〇 | 一五.〇 | 一五.〇 | 一五.〇 | 一五.〇 |

夫れ然り、抑々穀物の輸入税は單に其物の價格を昇騰せしむるのみならず豐年に於ては騰貴甚た微弱なりと雖も凶年に於ては大に騰貴を促かすの結果あり、何となれば前者に於ては供給裕かにして輸入少く隨て輸入品の價格を以て一般の價格を動かす能はずと雖も凶年に於ては輸入多く其價格は以て一般を支配するに足れはなり、果して然らば一部論者の期待するか如く農家の保護を全ふする能はず、凶年に於ては天下の消費者を苦しむること殊に甚たしく或は英國の西曆千八百四十七年の徹を蹈むことなきを保せず、察せずんはある可らざるなり、而して表中最も奇なるは英國の麥價紐育よりも廉にして四海の麥所なるシカゴの其と伯仲の間にあり、又アムステルダムに於てオデサ麥がオデサより著しく廉價なる事等是なり、豈に是れ自然の結果と

云ふを得ん哉其不自然なる論を俟たす而して其利害何れに在る哉讀者を俟て後ち知るべきに非ざるなり

今甲國に於て保護政を行ひ其輸出品に保護を加へば其市價に多少の増加を來たすべし若し輸出品にして製造品たる場合に於て其原料品に保護あれば必ず其價格を増加せざるを得ず機械製造船舶建築等に保護あれば之を以て製造し之を以て運搬する所の物品の賣價必ず高からざるを得ず加之保護は輸入を減するの効驗あるを以て輸入税の收入を減し勢ひ内國税を重くして之を償はざるを得ざるに至るの虞なしとせず果して然らば第四目に於て例せし甲國丙國間の競争の如き場合に於ては甲國は乙國の市場に於て忽ち失敗を取り其保護の害を悟りて急に之を廢止し以て丙國等の物品を壓倒せんとすと雖も乙國の市場既に丙國の物品に馴れ頗る挽回に苦むべし事是に及んでは甲國は一時非常なる廉價を以て再び乙國市場の歡心を求めざるを得ず果して然らば此回復の爲め多少の損失を免れざるなり
今を距る三四十年前露國大に紡績事業を保護し爲に輸入税の收入を減少

實例

し内國税を重くせしを以て其固有の物産なる獸脂の價格頗る騰貴し之が爲め獨逸の競争者を獎勵し其結果延きで英國市場に於て露國の獸脂其跡を斷ちしことあり保護の外國貿易を妨ぐる夫れ斯の如し然るに茲に一説あり内國に於て重税を負担するが爲め物品の輸出を妨礙せば之を輸出するに當り其税を拂戻し實際無税品とせば可なりと夫れ或は然らん而して此方法たる露國の往々施行する所なり然りと雖も抑々拂戻税なる者は漫然之を行ふこと能はず當該物品行動の監督輸出の證明等苟しくも脱税の防禦に關する所の種々の規則は之を踏まざるを得ず之が爲め官府の費用を要するは勿論圓滑の動作を失ひ商機を過まり輸出業の滯滞を來す虞なしとせず此等の事は予が所譯ポリユ一氏財政論關稅の部に詳なり就きて見るべし其輸出品の租税より來るものは尙ほ或は其幾分を避くるを得べしと雖も機械製造船舶建築水陸運等の保護より來るものは到底之を避くるに道なし故に曰く保護は内國品の輸出を妨げ外國競争を誘致すと又生産超過の弊を生ず其例獨米に多く其結果大に内地消費者を苦しめ外國市場に向つて投賣を爲すの已を

得ざるの悲境に陥ること屢々なり即ち西曆千九百一二年の比獨逸に於ては
 葉鐵(メツリック)一噸(二二〇四英斤)の内地賣價百四十マルク乃至百四十五マ
 ルクにして輸出價格百マルク乃至百二十マルク針金同上内百五十マルク外
 百三十五マルク就中石炭の如きは西曆千九百年には内に於て而して獨逸の
 輸出價格は内地消費の者よりメツリック噸に付き六志乃至七志廉價なるは
 珍しからず米國も亦其徴を踏み大鐵管の如きは内地價格一噸に付き五十四
 弗なりしにメキシコへは四十六弗五十仙にて輸出し鍍金小管一英尺は内地
 價格二仙八八五なるに二仙四二五にて印度地方へ輸出せり其他類似の場合
 枚舉に遑あらず保護の以て内地價格を騰貴するや疑を容れざるなり

第十二目 保護は外國競争を排するの效力ありとの妄説

茲に又一種の説あり何ぞや曰く保護は外國競争者をして我市場を蹂躪せ
 しむるの患を斷つ何となれば保護なければ我事業將に其萌芽を發せんとす
 るに際し彼れ數年の経歴と巨大の資本とを以て暫時の損失を顧みず我に於
 て幼稚にして漸やく萌芽を發せんとする所の事業に對して競争を試みれば

容易に我を壓倒することを得べし斯の如くして一たび我を壓倒せば彼は我
 市場を壟斷し漸次其物品の價格を増加し往日の損失を償ふ可ればなりと是
 れ事實を見るに敏ならず一應の理論を以て天下の實際とするものにして固
 より探るに足らざるの説なり請ふ之を辨せん例へば我國に於て摺附木の製
 造其萌芽を發し事業將に盛大ならんとするの勢を示すに當り英國來りて競
 争を試み論者の言の如く一たび我を壓倒し而して後ち壟斷を恣にし漸次該
 品の價格を騰貴し損失を償ふか如きは蓋し爲し能はざるの業なりとす抑々
 摺附木を製造する者は豈に只英國にのみ是れ限らんや佛に獨に米に皆此品
 を製す英國若し其價格を騰貴せば是等の國來りて競争すべし然らば則ち英
 國は當初の損失を償ふか爲め該品を高價に賣らざるを得ずと雖も佛獨等は
 損失の以て償ふべきものなく廉價に之を賣却することを得べくして勝算歴
 然として其手裏にあり復た何をか疑はん英國を以て競争に狂し自國の不利
 を忘却し只他國の製造を斃すを以て快しとするの病ありと假定するに非ず
 んば何ぞ夫れ斯の如きの愚を爲さんや然るに實地英人は商機を見るに敏に

して永遠の利益に通曉す、決して前陳の愚を爲さざるなり。若し又店國飽迄第三者以下と競争を試み、當初の損失を償ふを意とせず、永久に摺附木を我製造し得るより廉價に賣却せば、我物産の豊饒なる資本勢力を用ゆる何ぞ該品製造に限らんや、之を絹、茶等の生産に用ゐば、永久廉價に摺附木を買ふことを得ん、英國の好意なる進みて我に廉價の贈物を送らば、我れ何ぞ之を辭するを要せんや、由是觀之、論者の言の如きは、只一應の理論に拘泥し、實際の關係と損得の分るゝ所とを探究せざるに座するものなり、是れ豈に邊鄙の人始めて王都に至らんと欲し、穢かに境を出れば、驛路坦々、館舍宏麗、城郭雄偉、本所曾て見ざる所を見妄りに眼目を動かし、錯つて王都の想を爲す者に異ならん哉、半路に停らす須らく直ちに潼關を過ぎて王都に入るべきなり、片雲谷口に橋はり、深底を見ざるは志士の爲すべき所に非ざるなり。

第十三目 英米兩國に於ける保護の差違

保護の事業發達上に不便なる既論の如し、故に英國に於ては夙に其制度を廢し、歐洲大陸に於ては漸やく其勢を減じ、又昔日の如く盛ならず、然るに北米

合衆國に於ては、少しく其盛時を過ぎしの狀あるも、其勢ひ尙ほ今日に盛にして、其富源亦駭々として進歩するは頗る怪むべきもの、如しと雖も、少しく事實の關係を明にせば、是れ決して怪むに足らざるなり、請ふ之を辨せん。

元來英國往時の保護は農業を主とし、彼の五穀令を以て其照點とせり、他國の保護殊に合衆國は即ち然らず、工業を以て之が主眼と爲し、其保護は合衆國對外國に非ずして、工業對農業なりとす、而して英國は其保護廢止の時即ち西曆千八百四十七年既に舊國の地位に立ち、人口稠密にして、地に餘蘊なく、保護の利を受くる者は専ら既に富裕を極むる所の地主にして、其害を受くる者は工業者及勞力者にあり、故に其弊たる富者益々富み、貧者益々苦み、怨嗟の情自ら制する能はず、時に西曆千八百四十七年の飢饉ありて、愈々其の害を明かにし、貧民の困難掩ふ可らず、是に於てや、コブタン氏等の説、恰も獅子の哮吼の如く、餘獸皆竄伏し、獅子兒は聞て以て勇健を増し、ピール氏等の如き賢明の士朝に立ち、能く其弊害を察し、内外相應し、機熟し、勢成り、終に五穀令廢止の効を奏し、畢生の良田忽ち秋畝の茂實を結び、英國の保護茲に至りて破れたり、然るに

歐洲大陸の如きは時尙は創業の期に際し、多少人爲の誘導を要し加ふるに保護の害未だ此極に至らず未だ其全廢の期に達せざるなり、合衆國の如きは保護の利を受くる者は工業にして其害を被る者は農業なり、而して該國の農利は固より世界無雙にして假令多少其利を剝奪せらるも未だ以て死地に陥るに至らず、恰も貧者の失費は小額なるも大に其痛痒を感し、富者は殆ど之を意とせざると一般、又老者の爲には致命の傷痍たるも壯者の爲には未だ其發達成長を妨ぐるに足らざるか如く、合衆國の農業者は富者の如く其國は猶ほ壯者の如くなるを以て老者を斃すの症と雖も未だ著しき害を與ふるに足らず、以て未だ保護の弊害を表示し人心をして之を嫌厭せしむるに至らず、却て實際に於ては前述の如く物價騰貴の害あるにも拘はらず、合衆國の富源盡くへきの發達を爲せしを以て恰も其發達進歩は保護に原因すと爲すもの少からず、是れ尙ほ壯者は不養生を爲すも發生の勢其害に勝ちて成長を妨げず、老者は養生を爲すと雖も衰弱に趨くを見て不養生を以て發達成長の原因と爲し養生を以て衰弱の原因と爲すか如し實に憐むべきの誤謬と云ふべし、蓋し前


面に害を與へすと雖も壯者の不養生は害は則ち害なり、後年に及びて其害を示すは數の過ること能はざる所にして又往々實地に目撃する所なり、豈に憐まざる可んや、米國の如きは羔羊の冬樹未だ春苑の錦花を披くに測らざるなり


第十四目 外國貿易には多少の檢束を要す

自由貿易黨は各自の利益は各自之を知る敢て他の獎勵干渉を要せずとの説を固執し、一切外國貿易上の抑制を解き全く之を各自の便宜に任せ、自在に外國貿易を營ましめんとす、是れ一理なきに非ず大に玩味す可きものありと雖も、其基礎とする所の各自の利益云々の説も萬世を通じて必ず常に然りとするを得ず、世の變遷に當り國民尙ほ新に利益の道に入るの見聞なく、既に之に入るも未だ之に歩するの術を知らざることなきを得ず、此の如き場合に於ては一臂の力を假し鼓舞誘導を試みることも又何の不可あらん、嘗に不可なきのみならず或は富源の發達を促し、全局の健康を保ち、圓滑の發達を見るを得ることなしとせず、元來百般事業の中其一部は遂に他部に越ねて進歩すと

雖も他部を棄て、獨歩すること能はず他部の之に隨伴するを待つ者なきを保し難し、勿論此の如き場合に於ては後れたる部分は特に其必需を増加すべきを以て自然急劇の進歩を示すべしと雖も、人爲の之を促すものあれば其權衡を得ること更に速なるを得るや論を俟たず、又自由貿易家中税關の設置は便宜の港灣に於て貿易を爲すを妨げ大に外國貿易の發達を障害す、故に關稅は宜く之を廢止すべしと論する者ありと雖も、關稅を廢止すれば之に相當する内地稅を増加せざるを得ず、是れ外國品を保護して内國の生産者を苦むるものなり、元來税關は巨萬の物品開港場に幅濶するを待ちて之を徵收するものなれば内地稅の如く産地に就きて徵收するを要せず頗る便利のものとする彼歐洲各國の珊瑚、椰子等に於けるが如く内地に産せずして而かも需用廣き物は最も便利なる課稅品なり、豈に此の如きの良稅を廢して徵收困難にして民業に便ならざる内地稅を増加することを要せんや、而して内國生産品に稅あらば之と同種の輸入品に課稅せざるを得ず、關稅は決して之を廢止することを得ざるなり、又武器、彈藥、危險物、劇藥等の如き政治上、兵事上其輸入に多少

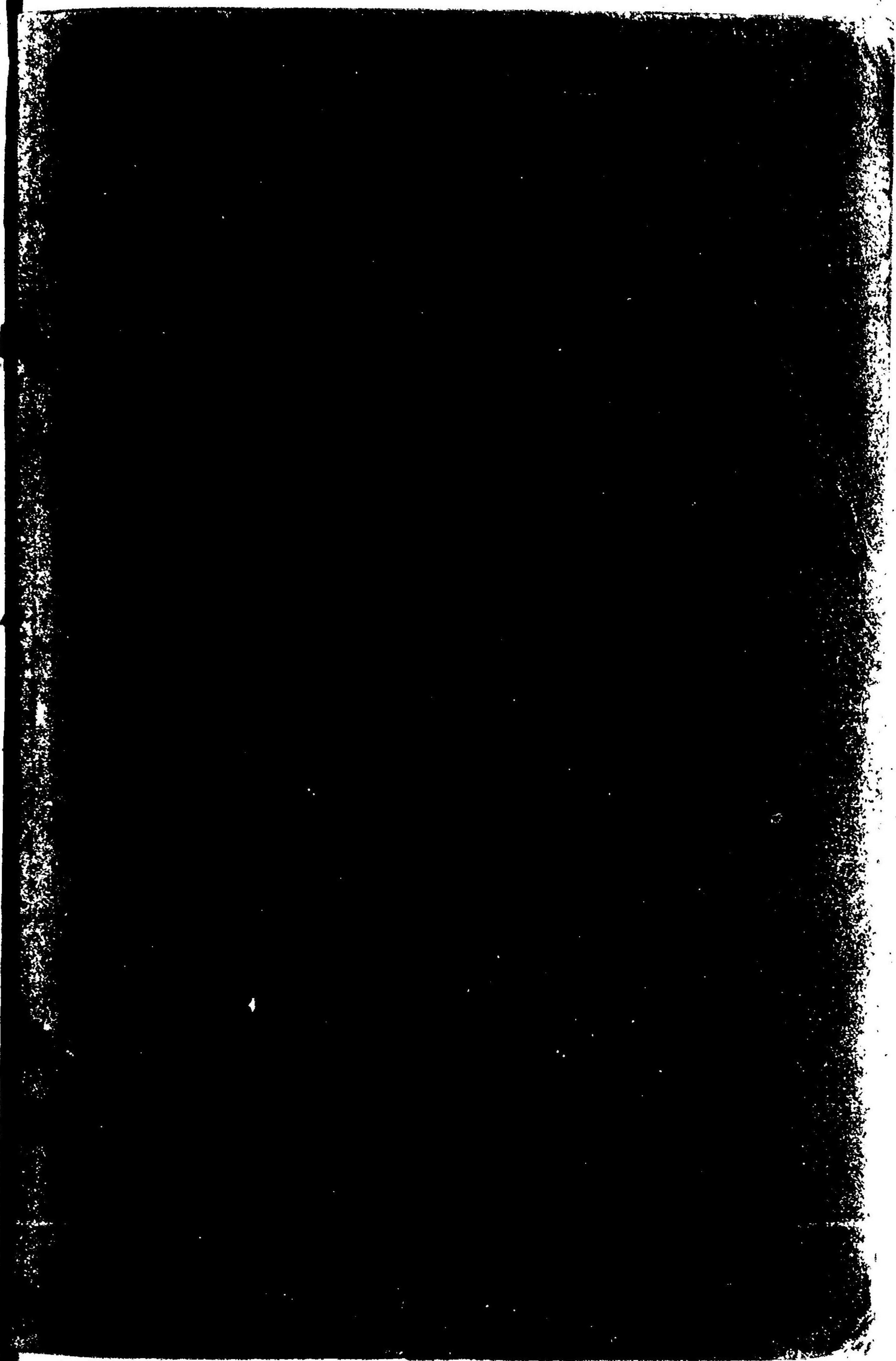
の監督を加へざるを得ざる者少しとせず、全く之を放任するも能く全局の面目を失はざれば即ち可なり、然れども時勢の變遷と不測の時變とに由り局部の關係其宜きを失ひ、全局の權衡其平を得ざることあれば少しく人爲を加へ權衡を保持せしむるは決して失當の業に非ざるなり、降龍の鉢解虎の錫妙用無盡たり、豈に徒らに心を雲漢に焦せん哉、金環鳴て歷々たり一振の効亦大ならずとせず、慮らすんはある可らざるなり。





360

327



040216-000-6

特17-524

經濟大意(訂正增補)

田尻 稻次郎/著

M42.9

BDD-0249

